

# 平成19年1回三笠市議会定例会

平成19年3月7日(第1日目)

## 議事次第(第1号)

- 1 開会宣告
- 2 会議録署名議員の指名
  - 4番 佐藤孝治氏
  - 7番 藤浪成憲氏
- 3 会期の決定
  - 平成19年3月7日
  - 平成19年3月19日13日間
- 4 諸般報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 議会事務報告
  - (3) 教育委員会審議事項報告
  - (4) 住民監査請求に関する報告
  - (5) 一般行政報告
- 5 議事
- 6 散会宣告

## 議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定について   |
| 日程第 3 | 諸般報告について(議長報告・議会事務報告・教育委員会<br>審議事項報告・住民監査請求に関する報告・一般行政報告) |
| 日程第 4 | 一般質問  |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について(監報第1号)                                       |
| 日程第 6 | 報告第1号から報告第3号までについて  |
| 日程第 7 | 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について                               |
| 日程第 8 | 議案第1号から議案第26号までについて                                       |
| 日程第 9 | 議案第27号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について                            |
| 日程第10 | 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について                        |

## 出席議員(13名)

議長 9番 扇谷知巳氏                      副議長 6番 田中茉莉子氏

2番 齊藤 勲 氏  
 4番 佐藤 孝治 氏  
 7番 藤浪 成憲 氏  
 10番 猿田 重夫 氏  
 13番 森田 三男 氏  
 15番 岩崎 賢治 氏

3番 齊藤 且 氏  
 5番 儀惣 淳一 氏  
 8番 高橋 守 氏  
 11番 谷津 邦夫 氏  
 14番 熊谷 進 氏

欠席議員(0名)

説明員

市長 小林 和男 氏  
 企画総務部長 森原 裕 氏  
 総務課主幹 松浦 基晴 氏  
 環境福祉部長 黒田 憲治 氏  
 福祉事務所長 阿部 弘之 氏  
 経済建設部長 西城 賢策 氏  
 商工観光課長 星野 直義 氏  
 建設課長 中沢 敏男 氏  
 教育委員長 大野 政行 氏  
 教育次長 吉田 正幸 氏  
 社会教育課長 田中 哲也 氏  
 病院管理課長 佐藤 健治 氏  
 署長兼 辻道 元信 氏  
 総務予防課長  
 生活安全センター長 西原 淳志 氏  
 監査委員事務局長 栗山 俊彰 氏

助役 西村 和義 氏  
 総務課長 澤上 弘一 氏  
 財務課長 磯瀬 孝 氏  
 市民生活課長・  
 選管事務局長 内田 克広 氏  
 保健福祉課長 永田 徹 氏  
 農林課長 松本 哲宜 氏  
 建設管理課長 北山 一幸 氏  
 水道課長 作佐部 盛秀 氏  
 教育長 富樫 繁樹 氏  
 学校教育課長 中村 正法 氏  
 病院事務局長 深田 智明 氏  
 消防長 富田 照男 氏  
 消防課長 石岡 竹志 氏  
 監査委員 宇野 政美 氏

出席事務局職員

議会事務局長 本田 稔雄 氏

総務係長 小田 弘幸 氏

開会 午前10時26分

### 開 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、平成19年第1回定例会を開会します。

### 開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） これより、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、4番佐藤議員及び7番藤浪議員を指名します。

### 日程第2 会 期 の 決 定

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

会期は、13日間と決定しました。

### 日程第3 諸 般 報 告

議長（扇谷知巳氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議長報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議長報告については報告済みとします。

次に、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質問を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、教育委員会審議事項報告については、報告済みとします。

次に、住民監査請求に関する報告を行います。

監査委員から報告を求めます。

宇野監査委員、登壇報告願います。

（監査委員宇野政美氏 登壇）

監査委員（宇野政美氏） このたび住民監査請求がございましたので、監査の概要につきまして御報告申し上げます。

なお、御報告内容につきましては、簡潔に御報告いたしたいと思っておりますので、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

報告第1号住民監査請求についてであります。平成18年12月15日に三笠市議会議長に対しまして、議長交際費の返還を求める住民監査請求書の提出がございました。要件審査をいたしましたところ、地方自治法第242条第1項に規定します所定の法定要件を具備しておりましたので、同日付で受理いたしました。

監査請求内容等につきましては、報告第2号で御説明申し上げます。

なお、本監査に当たりましては、市議会の議員のうちから選任されております監査委員は、自己の直接関係のある事件でありましたので、地方自治法第199条の2の規定によりまして、監査に加わらないことといたしました。

次に、報告第2号住民監査請求の監査結果についてであります。請求人は阿部進、猿田重夫の両氏であります。請求人に対しまして、平成18年12月25日に証拠の提出と陳述の機会を与えましたところ、請求人から請求の要旨を補足する陳述書が読み上げ提出されるとともに、新たな証拠の提出がございました。これらを勘案し、請求人の主張を次のように解しました。

一つは、4市議会議員親睦ゴルフ大会の負担金及び議長賞として支出した平成15年から平成17年までの6件5万6,900円について。二つには、議会事務局職員が平成18年度当番市として大会開催通知から当日の運営まで公務として従事した経費5万1,102円について。三つには、平成15年6月1日から平成18年11月15日までの間、議会運営対策会議として支出した飲食経費72件107万2,995円について。いずれも不当な支出であり、このことにより三笠市のこうむった損害を補てんさせるよう三笠市長に措置を求める請求であると解しました。

次に、監査の対象であります。ゴルフ大会につきましては、地方自治法第242条第

2項に規定する1年を経過したときは、請求することができないという請求期間を経過しております。また、同条第2項ただし書きに、正当な理由があるときは、この限りでないという規定がございますが、正当な理由の判断基準といたしまして、当該行為が極めて秘密裏に行われ、1年を経過した後、初めて明るみに出たような場合のようなときで、一つは、住民が相当の注意力を持って調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか。二つには、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたか。この二つの基準を満たすものでなければならないことを最高裁判決で示しております。

本件ゴルフ経費につきましては、8月10日の新聞報道によりまして、交際費から支出する事実が明らかになり知り得たものであります。しかし、知り得た日から約4カ月後である12月15日に本件監査請求を行っておりまして、相当な期間内に監査請求をしたとは認められないため、不適法と認め却下いたしました。

飲食経費でございますが、ゴルフ大会同様に1年を経過したものについて、却下いたしまして、監査の対象につきましては、平成17年12月15日から平成18年11月15日までの9件11万8,690円について監査の対象といたしました。

なお、議会事務局職員の公務執行経費の返還請求についてですが、任命権者の部下職員に対する服務に関する行為は、地方自治法第242条第1項の監査請求の対象とはなりませんので、却下いたしました。

したがって、監査対象としましたのは、飲食経費9件11万8,600円につきまして監査いたしました結果、4件5万9,000円につきましては、懇談内容につきましては、議会運営上の必要性が認められましたが、場所が居酒屋あるいはスナックでありまして、社会通念上に照らしても、公務を誠実に行われたとは認められないこと、さらに1件1万6,800円につきましては、公務とは無関係な私的な懇談と認められましたことから、都合5件7万5,800円は、違法もしくは不当な支出であると判断いたしました。残り4件4万2,890円につきましては、懇談内容については議会運営上の必要性が認められましたが、内部的に消費された食糧費的な費用でありますので、食糧費等適正の科目から支出すべきであると判断いたしましたところでございます。

また、本監査請求を契機に、市長に対しまして、早急に支出基準の作成に取り組むとともに、その内容等について積極的な情報の公開に努め、透明性の向上と説明責任を果たされるよう要望することといたしました。

監査結果及び市長に対する勧告内容につきましては、平成19年2月9日付で請求人及び議長に通知をいたしました。

続いて、報告第3号監査結果に基づく市長に対する勧告及び通知についてであります。平成19年2月9日付で市長に対しまして、監査結果に基づきます勧告及び通知をいたしました。さらに、市長への勧告結果の通知文をもって公表いたしました。

なお、平成19年3月1日付で市長から、勧告どおり議長に返還させる措置をとった旨

の通知がございましたので、当該通知にかかわる事項を請求人に通知するとともに公表いたしました。

また、公表につきましては、市庁舎内掲示場に掲示いたしました。公表を広く市民に周知するため、広報みかさ4月1日号及び市のホームページに掲載することで準備を進めているところでございます。

以上で、住民監査請求に関する報告とさせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、住民監査請求に関する報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号住民監査請求について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号住民監査請求の監査結果について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号監査結果に基づく市長に対する勧告及び通知について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、住民監査請求に関する報告については、報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

小林市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、行政報告、市長行動報告について、報告させていただきます。

まず初めに、報告第1号。

一つは、昨年12月19日に石狩川水系幾春別川総合開発事業に関する件で、石狩川開発建設部、それから北海道開発局建設部に要請行動を行ったところでございます。

内容は、石狩川水系幾春別川総合開発事業のダム促進及びダム堤体の芸術的堤体にするようなことについて検討していただくと。あわせて、ダム湖周辺整備並びにダム資料館の建設について要望したところでございます。これらについては、国も財政的に非常に厳しいというようなところでありますけれども、しかし、これをもしやるとすれば、日本で初めてのことなので、何とか考えてみたいという余韻を残した回答でございました。

続きまして、ことしに入りまして1月16日、主要道道岩見沢三笠線、特に西桂沢から国道452号線の整備に関する要望を北海道札幌土木現業所並びに北海道建設部に対して行ったところでございます。特に問題になっているのは、現在、覆道のある部分でございまして、ここは御承知のように昨年5月に千葉県から観光で来られた方が、あそこで交通事故に遭って、2名の尊い命を失うというようなこと、あわせて今日まであの覆道内での交通事故が10数件もあるというようなことから、何とか改良または別ルートで道路を建設

してほしいというようにお話をいたしたところでございます。

いずれにしても、事が交通事故並びに死亡事故というようなことなどから、北海道としても、この問題をきちっと受けとめて今後のことを対処していきたいと。現在、あそこを削った場合、山がずるのではないかというような私どもの指摘があるのですが、現在、それについてボーリングをおろして、調査をいたしております。そんなことから、3月末で一定の結論が出るのではないだろうか。その上で、今後それらの資料をもとにして、どうするかということについて検討していきたい、このように答弁がなされたところでございます。

また、1月24日、特別交付税に関する要望を行ってまいりました。これは、主として衆議院あるいは参議院に關係する議員の先生方はじめ総務省の自治財政局長を中心にして、特別交付税に関する要望をいたしました。

要望内容は、道路除排雪対策費の財源確保並びに三笠市の行財政改革への取り組みに対する支援、それから税の増収にかかわる交付税算定上の優遇措置の検討、それから商工農業活性化を目的とする支援に対する財源の確保、また人口定着を目的とした企業誘致事業に対する財源確保と、この5点にわたってそれぞれ要望したところでございます。特に私も強く指摘したのは、私どもは企業誘致して、仮に企業が入ってきたとしますと、その財源のうちの企業が入ってきたことによって、企業が支払う法人税やあるいはまた固定資産税のうち75%が交付税から減らされると、こういう矛盾はおかしいのではないかと。一生懸命努力して、一定の財源手当をしながら誘致した町も、何もしなくても企業側が勝手に来て、勝手という言葉はどうかわかりませんが、来てやったところの町と同じというのは不公平ではないかと。そうすると、ますます大都市と地方との格差社会が起きてくるということで、何とかこの辺の考え方を改めるべきだということで、強く要望いたしましたところでございます。

これについて、三笠市の要望に対して自治省の財政課長の方では、言っていることは理にかなっているということで、現在、総務省内部でもこれらの問題については検討していますと。したがって、それらの部分については、特別交付税で対応するというのも現在考えておりますので、三笠市の要望については十分理解したということをお願いいたしましたので、特別交付税が今度来るときにどのようにそれが反映されるか、ちょっと楽しみにしているところでございます。いずれにしても、この地方の実態をきちっととらえていただいて、きめ細かく考えていただきたいということを強く要望してきたところでございます。

以上が、報告第1号であります。

続いて、報告第2号人事発令については、そこに記載されているとおりでございます。

続いて、報告第3号監査委員からの勧告に対する措置についてでございます。

昨年12月15日に議長交際費の使途に関して、住民監査請求がありました。三笠市監査委員が監査請求に基づいて、監査を実施いたしました。ことし2月9日、監査委員が

ら監査結果に基づく通知があり、交際費として適当でないとの判断された5件7万5,800円を返還することの勧告と、返還対象以外の4件4万2,980円については、食糧費からの支出が適正であり、あわせて支出基準の作成に取り組むとともに、執行状況の公開に努め、透明性の向上と説明責任を果たすようにという指摘がございました。

私どもは、監査委員からの通知を受けまして、監査結果を慎重に精査した結果、これに対する措置として、交際費として適当でないとの判断された5件7万5,800円については、勧告どおり返還を求めることとし、3月1日に議長に対して通知をいたしました。返還対象以外の4件4万2,980円については、処理が可能な3件2万9,920円を食糧費へ科目更正するよう議会事務局へ指示いたしました。3月6日に議長から5件分7万5,800円について、3月8日までに返還する旨の回答をもらったところであります。また、議会事務局からは、3件2万9,920円についても3月5日に食糧費へ科目更正を行うとの報告を受けたところでございます。

今後、交際費の執行に当たっては、すべての交際費について支出基準を作成するとともに執行状況等を定期的に公開し、透明性の確保と説明責任を果たすよう努力してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、報告第4号企業の操業についてでございますが、企業名は株式会社シティ・サービス。施設名は、エコパーク三笠。この企業は、プラスチック容器包装廃棄物のリサイクルを行うため、平成16年3月に会社を清算した道央油化センターの跡地を平成16年10月に取得し、容器包装リサイクル協会の指定法人に登録するための実績づくりとして、平成17年6月から試験運転を開始してきたところでございます。平成18年の11月に容器包装リサイクル協会の指定法人の登録を完了したことから、平成19年4月1日、本格的に操業を開始することになったところでございます。

この企業進出により、遊休事業所の利活用になったほか、当市の地域経済活性化に大きな貢献があるものと期待しているところでございます。

続いて、報告第5号北海道工事について、御説明申し上げます。

この事業は、北海道の冬期雇用対策事業として行われたものでございまして、一つは市来知川改修工事であります。これは御承知のように、そこに図で示しておりますが、三笠市と隣の岩見沢市との境界を流れております市来知川の部分の市来知橋上下流、橋の上下のところ、それから野々沢橋の上下の部分、それから第2野々沢橋の上下の部分、いずれも川の中に立木かなんかたくさん出ているものですから、大水のときに影響があるということで、そこを伐採して整地したという事業でございます。契約金額あるいは工期、工事請負人については、記載のとおりであります。

それからもう一つは、三笠市の幌内川、本町のちょっと初音町寄りのところに川が大きくカーブしているのですけれども、その内側の部分、普通は外側が壊れるのですけれども、今回は内側の部分が崩壊したというようなことから、そこを補修したところでございます。



以上2件が道工事についての説明でございます。

最後に、報告第6号火災発生について申し上げます。

1月28日午後2時56分、多賀町11番地の店舗併用住宅で火災が発生したとの通報を受信いたし、直ちに消火活動を開始いたしました。約11時間後鎮火しましたが、延焼程度については全焼と判断されます。出火原因については、2階から1階の便槽へつながっている配管が凍結したため、ジェットヒーターで解かして、そのままその場を離れた際に周囲に着火したものとされており、損害額については、現在、調査中でありませぬ。

なお、この部分については、できるだけ速やかにあそこを整理するようということで、持ち主にお話を申し上げたところでございますが、財政的な事由等があつて、なかなかそういうことが困難だということがありまして、私どもとして対応を苦慮していたところでございます。たまたま消火して1週間ほど後に、発達した低気圧が来るというようなことで、非常に不安定な状態だったものですから、通行人やあるいは近所等に被害を及ぼしてはいけないということから、直ちに2階の部分だけを倒して、飛散しないようにやっておりますけれども、今後のことについては、関係者とも十分御相談させていただいて対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上、報告6件について終わります。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

まず、報告第1号企画総務部関係について。

高橋議員。

8番（高橋 守氏） 日ごろ、このダム関係、また幾春別川関係の整備等々につきましては、市長が多なる努力をされまして一定の解決の方向に向かっていることは、皆さんも御承知のとおりだと思いますし、また市長のその行動に対しまして心から感謝を申し上げますところでございます。

ただ、今一定の方向が見えてきたものとして、清住地域の頭首工については一定の方向が出て工事に入っていく状況になり、一定にあたりの整備もされていくことになっております。また引き続き、その周辺、水辺の楽校周辺も護岸工事等々が進められる運びになっているようです。ただ、市長も御存じのとおり、あの周辺、農地が少雨、少ない雨でも水没する地帯もまだ現存しております。その中で、護岸工事等々を進めていっていただき、その水害等々をなくしていく形をとっていただいている現状につきましては、感謝申し上げますところでございますが、もう一帯に広げて完全なものにしていただきたいと思います。一昨年、昨年等々にも、本当に少ない水の中でも農地が浸水しまして、農作物の被害等々が出ている実態もでございます。市として、今できる限りの手だてはしていただいているとは思っておりますけれども、総合的に幾春別川の改修等々、その上流等々も含めて、ダムが最優先されるのは十分理解しておりますが、それも含めて進めていっていただきたいと思います。その辺につきまして、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

ります。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 石狩川水系幾春別川総合開発事業については、御承知のように、これは三笠市とそれから岩見沢市と、かつては栗沢と北村も入っておりました。それから、水道企業団ということで組織いたしておまして、主にダムということですけども。幾春別川、つまり石狩川を全体の中でその幾春別川がどうなのかということからいきますと、もう国の方も指摘しておりますように、川底が浅いところが何カ所かあるのですよ。これも将来的には削って安全性をと。それから、部分的には今御指摘のあったように、堤防やなんかもやるということ、そういうようなこともございますから、それらを含めながら、これは三笠市独自の問題としてとらえて進めていきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 市長の方向性が見えておりますので、できる限り早い時期にそのものを解決していただきたいという願いしかないわけでございますけれども、その中で実態として今、用地買収等々のものも出てくることになっております。農業関係者が多いようございますけれども、その中で実態に合った形の中で行政として協力していただけるものはしていただければなと思っておりますので、この辺、市長のお考え方を伺いたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 具体的なことは、細かいことはまだ私存じ上げていないのですけども、そうした部分については、それぞれの住民のいろいろな部分になっておりますから、それらについては、要望を聞いた上で積極的に取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 高橋議員。

8番（高橋 守氏） 実態として、今、動きが出てきているということでございますので、具体的にその地域の住民の皆さんから具体的な要求があるわけではございませんけれども、ただ幾春別川が大きく暴れている川でございまして、実質、川の中に農地があったり、そういうような状況にあると。ただ、現況が優先されるということが本来でありますので、なかなか川の中にある自分の土地がこれは私の土地ですよと主張しても、なかなかそれがもとに戻るようなこともないのだとは思いますが、そのことも含めて、今後、そこで生活するに当たって、不便のないような形の中の解決策を行政も力を入れてあげて、協力していただければと思っておりますので、そのことを要望しまして終わらせていただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号企画総務部関係について。

熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 今回の人事については、さかのぼれば課長職が係長職に降格をしたという残念なことなのですが、私があえてきょうここで自分の所見を交えて質問をし

ておきたいと思うことは、実は昨年11月に会派で高知県の安芸市に研修に行っておりまして、ここでは人事評価制度というものが確立されておりまして、必要なときに資料も皆さん方に差し上げたいと思っておりますけれども、この評価制度は、端的に申し上げて、課長が以下の職員をすべて評価する。正確に言えば、課長が中心になってと言った方がいいと思います、部長制がないものですから。課長みずからは助役に評価をされるというシステムになっております。いろいろ細かい部分では、悩みがあったり、隘路があったり、人間社会のことですからあるのだらうと思うのですが、そこで第1問目に伺いたいのは、行政評価制度とともに人事評価制度も本市でも機能させるべく取り組んできたはずですが、現状ではどのようになっているか。まずこの答弁をもらいます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 人事評価制度につきましては、平成18年度から一応試行ということで、去年の4月から評価を取り組んでおります。おっしゃったように、今の医師を除く全職員を対象に取り組んでいるところでございます。評価の方法につきましては、係の部分については、その上の係長、それからその上の課長ということで、この2段階で評価する。それから、係長につきましては、課長と部長が評価する。それから、課長職につきましては、部長と助役。それから、部長職につきましては、助役と市長というふうなことで、今取り組んでいるところでございます。それで、この1年間やっている中では、ちょっとやっぱりいろんな課題が今出てきていますので、そういった課題を精査しながら、また19年度に向けての試行をまた続けていきたいと思っています。その中で一定の課題が整理されれば、本格的な実施に向けて進めていきたいと思っています。当然、本格的なこの実施になりますと、それは給与ですとか、当然いろんな昇給、昇格とか、そういったことに影響出てきますけれども、当面は今、評価制度そのものにまずなれるということが大事なものですから、一応その部分で同じレベルに立った評価ができるようなことで、今取り進めているところでございます。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 行政組織も、あえて横文字で言えばヒエラルキーですよ。逆三角形の組織ですから、頂点に市長がおられて、以下、一番底辺のところには一般職員がおられるわけですが、人間にはだれしも理の部分と情の部分がある。理だけが勝っても、これはぎくしゃくした社会になるかもしれませんけれども、一方、情が勝ち過ぎてもこれは組織としてはどうなのかなということがあるわけですから、したがって、そこに人事評価システムをしっかりと機能させていくという意義を私は感じているわけです。

今、例えば、市長は当然お1人、助役もうちは1人、部長職が6人ですね。それで、やはり市長の思いというものが、どうしても優先させられたり、今度は4月1日から副市長ですけれども、というようなことは、どうしても情に偏る懸念性があるのではないかと、かねがね私はそういう懸念を持つわけです。ましてや、法令上、市長には各執行機関に対して、あるいは人事面で言うと、議会事務局に対しても、総合調整権という強い権限

を持たされております。ですから、その総合調整権を客観的に冷静に行使できるように、そのためにしっかりこの人事評価制度というものを機能させるということが非常に大事なのだなというぐあいに、私はそう思っているわけです。なおかつ、けさの新聞にもちょっと私たちの年次とは違う年次で記事になっておりましたけれども、平成32年、やがて職員体制は150名になります。そのときに、指定管理者制度も含めて、外部委託も進むでしょうが、一方ではこの150名体制の中で、今までのような単なる年功序列的な人事でやっていけるかどうかと、こういう問題も出てきます。ですから、私は人事評価制度を通して、能力があって人の1.5倍も2倍も努力する者がどんどん登用されて、中心的な人物になっていくというような、そういう組織になっていかなければ、財政難の中、組織が小さくなる中、行政事務は決して減っていくわけではありませんから、市民負託にこたえていけないのではないかとという危惧を持ちます。ですから、職員は職員間で、一般職で言えば、総務部長を中心に一家意識的なもの、これをすべて私は否定しませんけれども、いつまでもそれではやっていけないのではないかと。きょうの結論は、急いでこの人事評価制度というものをしっかりと確立させていただきたいと、このことについて、市長の御答弁をいただきます。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） ことし18年度、私、部長全員の評価をいたしました。それに基づいて個々の部長ともお会いして、私はこの部分については、私はこう思いましたと、あなたはどう思いますかと、そういうことで2人で私の評価したことについて、意見を求めたり、私の考え方なり、あるいはいろいろなことで懇談させていただきました。その中では、特段私の評価が大きく狂っていたということはなかったかなと思っています。ただ、評価項目がこれでいいのかということになると、ちょっと疑義もありますから、これらについては、さらに精査していかなければならないだろうと。あくまでも、私は人事、特にこういう承認とかなんとかということが絡んできた場合に、情が絡むというようなことは決してあってはならないと思っておりますので、そういった点では、科学的、合理的なこの人事評価制度というのは、最も妥当だというふうに思っておりますから、ただそれが正しい評価に、本人も評価した側もきちっとなるかということとはなかなか難しいことなのですけれども、しかし、ただ単に一方的に評価して、あなたはこうだったよということではなくて、今は試行の段階ですから、十分そういうことで評価する側、される側との意思の疎通を図りながら、いいものをつくり上げていきたいと思っておりますし、今御指摘にあったように、情に絡んだ人事がもしあるとすれば、それは厳にやっぱり廃していかなければならないだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 熊谷議員。

14番（熊谷 進氏） 今いただいた答弁で十分だと思いましたがけれども、ちょっと市長のお立場もありますので、もう一回補足的な質問をさせていただきますけれども、結

局、新年度は医療職を抜かして187ですか。いずれにしても、市長お一人で187名の職員の仕事っぷり、能力、学歴だとか、経歴はつづられているのでしょうか、それは読んでいけばわかるのですけれども、仕事っぷりその他あるいは職場内での協調性等々を一人で掌握するという事は、これは物理的にいって不可能ですよ。そして、これは権力者の宿命と言ってもいいと思うのですが、人事のたびに、あの人間は市長とこうだからという、こういう声が常に市民の間に流布されますから、これは宿命と割り切る部分は割り切るしかないと思うのですけれども、ここにうちはこの人事評価システムというものがこうしっかり確立されているということ、市長や副市長が断言できる状態であるとすれば、それは2年たち、3年たつと、市民の間にもそのことが定着して、そういった根拠のないようなうわさ話が流布されるということがないだろうと、そんな思いもあるものから、あえて付言をさせていただいて、これで私の質問を終わります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号企画総務部関係について。

岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 市長からの報告で、勧告に対する措置について、支出基準がないことから、すべての交際費について支出基準を作成するとともに、執行状況について定期的に公開し、透明性の確保と説明責任を果たすように努力すると、このように書かれているのです。これは言うまでもなく、監査委員からの結論の項目の中で、交際費についてもその性格上、支出の性質、目的、内容、金額等が社会通念に照らして儀礼の範囲内で適正なものであることが求められていると。したがって、支出に当たっては、裁量権を逸脱することなく、慎重に執行されるよう希望すると、こういう監査委員からの結論として市長に報告されているわけですが、それでは、この支出基準というのは、どういう内容で大体いつごろまでに作成されるのか。それで、支出基準がつくられることによって、交際費そのものの増減というのは、今後どういうふうになっていくのか。すべての交際費について支出基準を作成するとともに、執行状況について定期的に公開し、透明性の確保と説明責任を果たすと、こういうことですが、公開、透明性の確保と説明責任を果たす、定期的に公開すると。定期的というのは、どの期間、どの時期にどういう方法で公開するのかという点をまず先に聞かせていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 交際費についてのまず支出基準というものにつきましては、これは各執行機関をすべて取りまとめた支出基準がないということをごさいます、それぞれの執行機関は、執行機関なりの支出基準は当然のごとく持っているだろうと。ですから、市長という立場での支出基準というのは、これは市長の交際費の使い方という意味では、大枠の部分はつくってありました。ただ、それがすべての執行機関と同じ考え方というものではございませんでした。それぞれの執行機関がそれぞれの支出基準に基づいてやっていたというのが、今の現状でございました。ただ、地方自治法が平成14年に改正されておまして、私もその内容について余りふだん直接的な影響ないものですから、余り

承知しておらなかったのですが、いろんなことを確認してみますと、予算の執行権者はやはり市長というところに返ってくると。予算をつけるのも市長、執行権者も市長というところに返ってくるものですから、予算の執行権は、基本的には最終的には市長にあるという立場にあるだろうと。ですから、今回の監査についても市長に対して勧告がなされた。本人ではなくて市長に対して勧告がなされたというのは、まさに予算の執行権者に対しての勧告がなされた、そういうふうにとらえております。そういった意味におきましては、これは各執行機関、交際費の基準については、同じ考え方を、これから先執行していかなければならないだろうと、そのように考えておるということでございます。そういった意味で、それぞれ交際費等々を予算で確保している執行機関等々と協議いたしまして、これはできれば19年度から同じ考え方でその予算の執行に当たりたいというふうにとらえているところでございます。

それから、これも各執行機関と協議しなければならないのですが、まず基本的にどこまでの情報を公開するかということはあるけれども、一応ホームページ等々で市長の交際費は先月は何に何件で幾ら、何に何件で幾らという、どこまでやるかというのは別にしまして、そういう情報公開は考えていかなければならないだろうというふうに思っております。これもできれば早い機会、19年度の初めの方からできればやってまいりたいなと、こう思って考えているところでございます。

それともう一つ、透明性の確保云々という話がありますけれども、交際費そのもののあり方について、これは今まで従来の例えば香典についてもそうです。それから、会費等々についてもそうです。交際費でいろいろ出している部分もでございます。それが、そのとおり本当に適正なのかどうなのか、市民の目から見たらどうなのかということは、一度きちっと検証しなければならないだろうというふうにとらえております。そこで、できれば市民の有識者のそういうことを検討する会をつくっていただきまして、どこまで市長に限らず、交際というものを賄うべきかということ、抜本的なことをちょっと市民の意見も交えて、これは19年度の早い機会に、そういう会をつくりまして、市民の声も聞いた上で最終的な交際費のあり方について取りまとめたいというふうにとらえております。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） それらが具体的に示されてみなければ、まだわからないのですが、そういう考え方は当然のように議長にも同じように適用されるというふうには考えますけれども、その辺どうですか。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 冒頭申し上げましたように、今まではそれぞれの執行機関で交際費のそれぞれのあり方を持っていたと。それを全庁一つにしたいなと、そういう意味です。ですから、当然のごとく議長もそうですし、教育長ですとか、市立病院ですとか、そういうものすべて入ります。ですから、そういったものの中で、やはり最終的には市長にその執行権者という意味での責任がかぶさってくるわけですから、そういった意味では、

同じ考えで基本的な考えは同じ考えで執行していただかなければならないことだろうと、そのように思っておりますので、これは全部の執行機関と協議して進めてまいりたいと考えております。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） したがって、この種の議長に対する公開条例に基づく監査請求というのが初めて出てきたわけです。これが今後、市長に対する監査請求というものも出てこないとも限りません。そのときに、今回のことをひとつ教訓にして、監査請求された内容について、速やかにそれができるように当然しなければならないというふうに思うのです。したがって、今度の問題を通じて教訓的なものというのをはっきりしてきたと思うので、そういうことも踏まえて、市民に対して議会でも議論になったと、こういうことで今度交際費等々の使用方法について臨んでいきたいと、それは市長の交際費だけでなく、全庁的な考え方で基準をつくって、透明性のある内容のものにしていくのだということで、市民もそういう考え方であるということを執行機関がそうだと理解して、それらに期待できるように、そういう考え方もぜひ市民の側にも伝えてもらいたいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 私、市長になってちょうど4年になって、4年目でこの問題が出たのですけれども、私はいわゆる慣行に従ってといいますか、ある程度基準はあるのですよ。例えば、香典はこの辺の範囲ですよ。それから、例えばいろいろな各種老人クラブだとか何か、あるいは地域の周年行事だとかという部分の金額については、これぐらいよと。これ以外はだめよと。ある程度あるのですけれども、それとそのほかの執行機関とか同じなのかどうかという問題もあるのですよ。それから、例えば病院の院長の交際費と私の交際費と教育長の交際費はやっぱり対象相手が違うとまた全然違う中身もあるわけですから、その辺をどう調整するかということは、これは今後の課題になると思いますけれども、いずれにしても、少なくとも使った分はこれに使いましたと。そのよしあしについてはこれからも、先ほど助役答弁してもらったのですけれども、そういう機関を設けたいと、私はこの問題が発生したときに、そういった考え方もやって、早急にこれは透明性のあるはっきりしたものにしようと、公開しようと、そういうふうに考えておりますので、そういう方向にできるだけ早く取り組んでいきたいと、このように思っています。

議長（扇谷知巳氏） 岩崎議員。

15番（岩崎賢治氏） 市民にしてみると、今回のことを通じてむだな経費を、むだな金の使い方をすると、してほしくないというやっぱり市民の切実な声ですよ。ですから、それにやっぱり我々自身が常時こたえていくという立場を貫いてやっていくべきだと思いますので、市長だけでなく、議長も含めて各執行機関の方々がそういう信念を持って今後当たっていただきたいということをお願いして終わります。

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第4号経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、報告第5号経済建設部関係について。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、報告第6号消防本部関係について。  
谷津議員。

11番(谷津邦夫氏) 三笠にとっては最近にない大きな火災だったというふうに思っています。そこで、当日は多くの市民が大変心配して、現場に駆けつけておりました。議員の方も何人か顔を出したと思っています。そのときに、市民の声というか、私も実態として見てきたわけですけれども、初期的な段階で、消防長に聞きたいのだけれども、大変消火栓含めて、最後は水源をあちこち求めたそうですけれども、その辺の対応策についてどうだったか、ちょっとその辺聞かせていただきたいと思います。

議長(扇谷知巳氏) 富田消防長。

消防長(富田照男氏) 消防水利につきましては、まず第1線としまして、うちの方は化学車とタンク車ということで出勤させております。そして、その後、非番隊ということで、水槽車の方に中継になります、10トン車の方に。その後、非番対応ということで、近くの水利ということで、消火栓または防火水槽ということでつくようになっております。当日、たまたま一遍に引っ張ったものですから、消火栓の共倒れというのですか、結局水量がなくなると、そういうことで、すぐ車を防火水槽の方に1台移しまして、そして対応ということで図っております。

議長(扇谷知巳氏) 谷津議員。

11番(谷津邦夫氏) 現地で見ている方々がそういう対応の仕方について、本当にそういうふうな初期段階の判断が、今言ったように水圧が一気に下がってなかなか水量的に少なかったのではないかという、素人判断ながら、みんなそれぞれ勝手ながら判断をしております。結果的には、三笠の消防力というか、安心・安全な町の中の消防に対する日ごろの期待度もありますから、そういう直接現場で見る市民は、非常に消防体制は本当にこれでいいのかどうかという、逆に心配性が出てきている声というものがございます。その辺、日ごろから訓練もしておりますし、そういう意味では私どもも万全の体制の中でやってもらっていると思っております。夜もかけて不眠不休の中でやっているわけですけれども、初期段階でもっと対応策をやっていたら、延焼といたしますか、ああいうふうな形にならないのではないかという指摘があるわけですけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長(扇谷知巳氏) 富田消防長。

消防長(富田照男氏) 我々は、通報ございました。それで、一応あの中央ストアーということで通報がございまして、建物の状況、また密集地ということで、即消防の非番者含めて消防団を招集しております。どうしても、ああいう規模でしたら、1本でも筒先本数がなければだめだということで、延焼防止ですよね。それで、今の幾春別分団、また弥生・唐松ということで、三笠分団まで招集しております。その結果、一応、職員が28



名、団員の方も28名の出勤のもとに消火を図ったと。まず第一は、建物自体が昭和34年ということで、やはり天井裏に入ったらなかなか消火できないと、そういう状況の中で、延焼防止という観点の中で消火活動を図ったと、そういうことでございます。

議長（扇谷知巳氏） 谷津議員。

11番（谷津邦夫氏） 職員、団員のおかげで延焼もない段階で食いとめたといえば食いとめたというふうに私は思っています。

それで、今後の問題、先ほど報告にもございましたけれども、今の現段階で今後の地域の開発含めて、行政が最小限度の手当はしたわけですけれども、この後、調査研究もしながらやっていきたいような、関係者と話したいということなのですけれども、現実的にあのままでおくと、非常に美観上あるいは三笠のまちづくり上も好ましくないとは思っています。特に、そこで罹災された方あるいは店を持った方も被害をこうむっているわけですけれども、その辺、あの辺の関係者といいですか、それぞれ今後の取り組み状況について、前向きになっていくと思いますけれども、その辺どうなのでしょう。最後に聞かせていただきたいと思います。

議長（扇谷知巳氏） 富田消防長。

消防長（富田照男氏） 先ほど市長の方から報告あったとおり、私どもまた警察の方から再三再四、一応建物の使用者の方には、解体撤去ということで求めております。しかしながら、やはり先ほど市長の報告のとおり、なかなか自分でできないと。それで、文書をもって本人の方から、資金がたまったら市に返還したいということで、御返答ありました。それで、私どもも今の現状の中では、また春先、飛散等もしますので、本人の方には早急に解体撤去してほしいと、そういう申し入れも今後あわせて再三これから求めていきたいと考えております。

11番（谷津邦夫氏） 本人はできないの。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 非常に困っております、本音を申し上げます。基本的には個人の財産、資産ですから、個人が処理するというのが大原則でございますから、まずその持ち主が処理しなければならない。そういうのが大原則でございます。今、消防長からお話あったように、本人に処理する能力がどうもないということが現状のようでございます。そこで、あそこをまず倒れないようにする危険防止は、これは例えば火事になった後、雪が降ったらこの3階建ての建物がゆがんでこうなると、そこで交通どめも広くして、そして付近に人が入らないような措置をしたと。そういうことで、とりあえず警察でもそういう協力はしていただいたのですが、これから先の風ですとか、そういうことを考慮して、それが倒れたら、これはとんでもない人災になりかねないということが前提にあったものですから、とりあえず危険防止は市の予算でさせていただきました、市のお金で。とりあえず、飛散しないように倒れないように危険な状態にならないように、最低限のことだけさせてもらったということです。あれを基本的にはすべて撤去してくるという責務が持ち

主にはあります。ただし、それをする力がないということになってきますと、これは果たして三笠市が市民の税金であれを撤去することが適当なのか。または、あそこは商業施設ですから、商工会等とも協議しながら、どういう方法がいいのかということのをこれから先ちょっとじっくり協議していかなければならないかなというふうに思っております。本人にももちろんこれからも再三いろいろ要請したりなんだりはしなければならぬとは思っておりますが、最終的にあのままでもいいというふうに思っている方はどなたもいないだろうとは思っております。ですから、どういう方法であれを撤去したらいいか、果たして市民の皆さんが市民の税金で撤去しなさいよとみんなが言ってくれるのかどうか。これは甚だ大いに私も疑問ありますし、また、そのほかの方法は何があるのだということについては、これは大いにいろいろ勉強しなければならぬと思っております。ただ、いずれにしてもそういった意味で、先ほど市長が話したとおり、関係機関等々とあそこの跡地利用等々も含めて協議しながら、何らかの対策は講じていかなければならないだろうというふうに思っております。

議長（扇谷知巳氏） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

#### 日程第4 一般質問

議長（扇谷知巳氏） 日程の4 一般質問を行います。

一般質問については、田中議員ほか1人からの通告がありますので、通告順に従い、順次質問を許可します。

6番田中議員、登壇質問願います。

（6番田中茉莉子氏 登壇）

6番（田中茉莉子氏） 平成19年第1回定例会に当たり、通告順に質問をしますもので、どうぞよろしくお願いたします。

初めに、政策評価、施策評価の取り組みについてであります。

平成17年5月のまちづくり活性化調査特別委員会で提示された内容によりますと、行政評価制度を検討するために編成された行政評価ワーキンググループがこれまでに8回の会議を開き、平成19年から実施するためのスケジュールとして、18年3月までに試案を策定し、18年度じゅうに試行し、19年度から実施することになっております。一方の事務事業の見直しについては、18年3月に提示された第3次大綱と計画の中で効果額や実績として数値が示され、評価することができます。

行政評価制度の19年度からの実施に向けて、どのようにまとめられたのかお尋ねいた

します。

次は、政策、施策への市長の自己評価についてであります。

小林市政が誕生してから今期で一応の締めくくりとなりますが、市長として4年間の締めとして、その達成度分析とどのような自己評価をしておられるか、お尋ねいたします。

次は、町内会組織の現状分析についてであります。

町内会の役員をしている一市民から相談がありました。町内会の老齢化により役員のなり手がいなくて困る。やむを得ず役員を引き受けたが、街灯を維持していくのにお金がかかり過ぎて大変だ。これからどうなっていくのか不安であるという内容でした。そこで、町内の代表の方3人から話を聞き、その後、役所の係とも十分話し合うことができ、納得がいったようです。

この町内は110戸ぐらいで構成され、一度は町内会を解散しましたが、この3人の方たちが街灯を守る会という名称で1戸から500円の街灯代を集めるだけの町内会を立ち上げました。聞くところによりますと、市内にはこのような町内会が幾つかあるようですが、その現状をお聞かせください。

次は、協働のまちづくりとの関連と今後の見通しについてであります。

1月15日の道新の社説に放置できない集落の危機という見出しで、全国各地の紹介があり、道内では帯広市愛国地区の取り組みが取り上げられていました。その取り組みは、小学校や保育所の閉鎖を新住民を呼ぶことで回避できたこと。それは、住民自身が考え、行政を動かしたこと、新住民にも積極的に働きかけたこと等、今後のまちづくりに勇気を与えてくれています。市が提唱している協働のまちづくりは余り目に見えてきませんが、協働ルームとのかかわりはどのようになっているか、お尋ねします。

最後に、交際費問題についてであります。

議長交際費問題についての市長の見解をお尋ねいたします。

平成18年11月の全議員参加の議員協議会から始まって、11月27日の決算委員会でも十分論議を尽くし、12月20日の定例会では、議長裁決により決算承認となり、議長交際費問題は一応の幕引きがなされました。この問題は、マスコミにも大きく取り上げられ、何度もたたかれたことは、市民はもとより他市町村の方々からも関心を持たれ、議会への不信感を抱かせたことは否めない現実であります。

私は市民の皆さんから負託を受けている議員の1人として、十分責任を感じております。議会の信頼を取り戻すには、襟を正すだけでなく、相当の努力をもって信頼回復に励まなければならないと決意を新たにしているところです。

そこで、市長に質問ですが、市民を代表する市長として、市民の厳しい批判をどのように受けとめ、どのような見解を持たれたか、お尋ねします。

2番目は、市長、議長の交際費の支出の基準についてお示してください。

3番目は、交際の支出について今後のあり方についてどのように考えておりますか、お考えをお尋ねいたします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方からまず行政評価ということでお尋ねありましたので、17年度、18年度、それから19年度の取り組みについてお答えしたいと思います。

市としましては、平成17年度に事務事業に対しまして、目的、妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から評価を行いまして、継続的に改革、改善することを目的に、18年度予算の要求になりました事務事業の中で、17の事務事業を選定しまして、事務事業評価を実施いたしました。その評価実績、結果をもとに、事務事業の実施につきましては、最終的には市長が決定をしたところでございます。

それで、昨年の評価の結果といたしますが、まずその評価に対するふなれな部分、それから評価の煩雑さから、結構、評価に時間を要したという問題点が出てきましたので、今年度につきましては、19年度、これらの課題等に向けてまた整理していきたいと思っております。それから、今回19年度で予算要求のありました新規事業、これらの中から新たな事業を選定しまして、事務事業評価の試行を実施し、問題点をさらに洗い出ししながら、その問題解決のために本格的な実施を目指していきたいと思っております。

当面、19年度におきましては、事務事業の事前評価が新規事業等の取捨選択の際の重要な判断になりますので、そういった部分も含めて、取り組んでまいりたいと思っております。

それと、交際費の支出の基準というのでしょうか、質問ありました。それで、市長の部分についてお答えしたいと思います。

交際費の執行に当たりましては、その妥当性につきまして、市長の判断を仰ぎながら支出をしております。また執行に当たりましても、一定の基準を定めまして、社会通念上、儀礼の範囲を逸脱しないような適正な執行に努めているところでございます。そこで、市長の交際費に関する基準ということでは、まずこの香典、供花ということになりますけれども、それぞれ対象に応じて、香典あるいは供花を支出するということを決めております。それから、さらには市長が必要と認めた部分についても、一応支出をしております。

それから、せんべつというものもございまして、日常の練習の成果だとか、努力によりまして、各種大会、これは全道・全国大会規模に参加する場合を主にそれも支出しております。そのほか、市長が必要と判断した場合についても支出をしております。

それから、祝い金ということもございまして、これは市長、代理人も含めさせていただきますけれども、諸行事の懇親会等に出席する場合についても、一定の基準を定めて支出をしております。

それから、見舞金ということも、これは災害被害に遭われた方に対して、市長が必要と判断した場合ということで、ただ現実には災害見舞いについては、市の方で規定がありますので、この規定に該当する部分については、その規定が優先されますので、一応その規

定に該当しない方について、市長が必要と認めた判断をしたときには、支出をしておりません。

それから、接待、懇談・懇親会ということでございますけれども、これは交際費ということでございますので、これは外部、対市民ですとか、対団体も含めますけれども、一応外部の人を対象にして、その接待及び懇親を主たる目的として行う場合について支出を行っているということでございます。

それから、今後の交際費支出のあり方ということで、先ほども市長が答弁しましたように、今後、市民も含めて有識者の意見を聞きながら、他市の状況も参考にしながら、交際費の支出基準を作成し、それから執行状況についても、これも定期的に公開をし、透明性の確保と説明責任を果たすように努めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 議会事務局小田総務係長。

議会事務局総務係長（小田弘幸氏） 私の方から、一応交際費の基準に関しまして御答弁をさせていただきたいと思っております。

議長交際費の支出基準につきましては、弔慰のみ過去から議長との話し合いで基準がございます。その基準が、現議長にも受け継がれております。弔慰基準といたしましては、議員と市職員に対するもので、それ以外の弔慰につきましては、議長指示によって支出しております。

議員に対する支出基準といたしましては、議員本人が亡くなられたときは、香典1万円と生花、弔辞。議員本人の配偶者、父母、本人の配偶者の父母、そして同居に限り子供、兄弟・姉妹、祖父母、孫が香典5,000円と弔電。別居の子供、兄弟・姉妹、祖父母、孫については、弔電のみとなっております。

市職員に対する支出基準といたしましては、係長職以上の職員を対象に、職員本人が亡くなったときは、香典1万円と弔電。職員の本人の配偶者、父母、子供、これは同居の場合ですけれども、この方たちが亡くなったときには、香典5,000円と弔電。配偶者の父母、これも同居ですけれども、この場合は弔電のみとなっております。いずれも特別な場合につきましては、議長指示によることとなっております。

なお、特別な場合ということなのですが、これは市の特別職や市政功労者、各団体の長や市外の長などの場合がございます。これは議長が判断をして、議長指示により支出しております。そのほかの用途でございます事務的区分としての祝儀や渉外費、会費、会券等につきましては、すべて議長の指示によって支出しております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 黒田環境福祉部長。

環境福祉部長（黒田憲治氏） 町内会の関係でありますけれども、街路灯ではなくて防犯灯ですか、これについては市の方で8割の補助をいたしております。年間1回ですと、仮に10万円必要であれば、そのうち8万円は後で戻るのでありますけれども、支払う以上、最

初の10万円が必要になるということなのですが、現在、年2回請求していただいて、半年でありますと5万円あれば予算的には確保できるのかなということで、その辺も今、各町内会の方に伝えてあります。

御質問の昨年、市の方に来られて対応した部分は、承知してございます。当時、町内会を解散するという話を持ってきたときに、防犯灯をどうするのですかと、真っ暗になりますよという話をさせていただいて、それでは今度困るということで、女性の方3名が先頭になって、夜の安全のために活動していただいているということで理解してございます。

市内にほかに幾つあるのかという御質問なのですが、美園の方で1カ所同様な部分がありました。過去、3年前に1度ここは電灯を消しました。それで、真っ暗になったものですから、地元の方の有志の方が代表になりまして、会的なものを組織して今日までやってきたのですけれども、なかなか大変だということで、危惧されていましたが、この3月その後を継ぐ方が五、六名出てきたということで、この辺はまた回避できるのかなというふうに考えております。

それから、協働ルームのかかわりの関係なのですが、三笠市の全地区で九つの連町の地区単位で協働ルームを実施してございますけれども、昨年から補助事業を導入して、4地区で事業を実施されていると。協働ルームの部分は、市の方からの押しつけではなくて、地元がどういうふうな形で参加していただいて、環境含めて、環境ばかりではないのですが、地域の現在集まる機会というものがないものですから、その辺も皆さん参加されて理解のもとに、皆さん協働でまちづくりしましょうという部分ですので、これが今後、広がっていくことを期待しておりますけれども、今の町内会含めて単位になってございますので、町内会として今後も非常に高齢化の中で厳しいとは思っておりますけれども、自分たちの住む一番身近なところですので、隣同士が協力し合う体制というのが、行政としても、防犯上含めて連絡体制で非常に必要な部分ということで理解していただいて、これからも町内会の活動については、協働ルーム含めていく上でも、お願いしたいというふうに考えています。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 4年目の節目なので、4年間どうだったかというふうにお話、質問があったので、お答えします。

私も前の議会で次期も出るということを公言いたしましたから、4年間整理いたしました。それで、市民に公約した48項目、これはそのうち20項目については、実施いたしました。残りのうち16項目については、現在取り組み中のものでございまして、したがって、これらは次期もかかわってくるのではないかと考えております。合計いたしますと36項目、率にして75%取り組んだというふうに報告できるかと考えております。

主な事業といたしましては、ぬくもり除雪事業の実施、それからもちろん公約でもはっきりしておりますけれども、岡山・萱野の小中一貫教育、それから小学生の給食費の無

料、企業誘致もおかげさんでイオン三笠ショッピングセンター、あるいは免疫生物研究所、あるいはバイオマスの工場等、現在、最終段階に来ておりますが、スパによる温浴施設等もございます。また公営住宅の建てかえ等、あるいはまた市営バスの運行、その他いろいろありますけれども、主なものを挙げるとすれば、そういったことになります。

特に力を入れたのは、行財政改革でございまして、例えば職員数でいきますと、平成15年の4月1日、私が市長になったときには、職員数は医療職員を除いて230名でありましたが、御承知のようにこの4月1日からは187という数字になるかと思っております。約43名の減ということになるかと思っております。

また、先ほどからも行政報告の中で質疑ございましたように、人事評価制度あるいはまた行政評価等については、実質的にやって、そしてその状態がどうであるかということで、さらに検証を深めながら、次期も取り組んで、先ほど指摘もございましたように、できるだけ早く職員の理解を得ながらまとめていきたいと、このように考えております。

それから、行財政改革のうちの財政的な面をお話し申し上げますと、行財政改革をしたことによって、この4年間で約23億4,000万円ほど効果を上げたというふうに申し上げることができるのではないかと、このように思っていることであります。

また、財政状況はどうなったかということでありまして、御承知のように公債費、借金でありますけれども、私が市長になったときに引き継いだときには、約130億円の公債費の残高がございました。これは平成14年度末の残高であります。これに基づいて何とか二けたにしたいという思いでこの4年間取り組んでまいりました。しかし、全く事業をやらないわけにもいきませんから、事業をやるためには起債等も発行しなければなりません。その発行額はこの4年間で29億6,000万円、これだけ取り組んでまいりました。その間、逆に発行したのが29億6,000万円、約30億円に近いわけでありまして、償還した額、つまり借金を返した額が60億8,000万円、差し引きいたしますと、31億円ほど減らすことになりました。したがって、130億円から31億円減りますから、平成18年度末の借金の残りは99億円と、当初4年間で何とか二けたにしたいという思いがかなったかなと思っております。しかし、これだけでは到底今後、歳入の部分、特に交付税がどう、下がることはあっても上がることはないわけでありまして、今後ともやっていかなければならないというふうに思っているわけでありまして。

それから、発展基金の部分でありますけれども、御承知のように私が市長になったときには、発展基金からの借入金16億円ございました。その間、4年間、いろいろと10等分して返してきたわけですが、今回一括返済することになりましたから、全額16億3,926万円を返しましたから、発展基金の借入金はゼロということになりました。これも約47億円ほどの減少額になるかと思っております。

それから、備荒資金の積み立てでありますけれども、平成14年度、つまり私が市長になったときに残っていたのが、積んでいた貯金ですね、これが9億8,000万円ほどご

ざいしましたが、それを何とかふやそうということで努力して、平成17年度末には15億7,000万円ほどたまりましたが、御承知のように今年度、発展基金が不適切な借入ということで、そこから返したものですから、現在は18年度見込み残高では5億9,000万円、約6億円くらい貯金が減りました。これも何とかふやしていかなければならないだろうというふうに思っております。

したがって、借金したのと貯金したのを合わせて差し引きいたしますと、実質的に43億6,000万円ほど減らすことができたというふうに評価できるのではないかとこのように思っております。

そのほか、免疫生物研究所あるいはイオン三笠ショッピングセンターでそれぞれ雇用13名、あるいはイオンの場合は569名も雇用がございました。必ずしもこれは三笠市民がすべて雇用されたわけがございませんけれども、そういった効果があったのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、4年間、自分なりに最大限努力してきたかなというふうに思っております。これからは今後市民の皆さん方の審判を仰ぐわけでありまして、そういったことをきちっと市民の皆さん方にお話ししてまいりたいと、このように思っております。

次に、議長交際費の問題でありますけれども、市長はこの問題についてどう感じたかということについては、先ほど行政報告いたしましたように、監査委員の勧告は妥当というふうに判断いたしております。そういった点で御理解いただきたいと思っております。

それから、支出の基準については、今ほど部長の方から答弁させていただきました。特に、これでいいのかどうかという問題も含まれますから、先ほども行政報告の中で申し上げましたように、市民を含めた方々の御意見をいただきながら、早急にこれらの問題をしてガラス張りの交際費のあり方ということを議論していきたいと思っております。

なお、先ほど助役の答弁にもありましたように、平成14年に地方自治法が改正されて、それぞれ執行機関が責任を負っていたこの交際費すべて、執行の最終責任は市長ということになりましたものですから、今後のすべての支出項目についても最終的に市長が目を通すということになるかと思っておりますので、この交際費のあり方についても、それぞれの執行機関の部分にそれぞれのいろんな立場の違いはあると思いますが、最大公約数的なものをぜひつくり上げて、市民に誤解のないように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

議長（扇谷知巳氏） 田中議員。

6番（田中茉莉子氏） 行政評価ワーキンググループというのが、このように計画を立てていたものですから、今、市長のあれで私は聞いていらっしゃる市民の方も大体おわかりかと思うのですが、やはり次年度へ向けての政策、施策というのはやっぱり年度ごとに、これは4年たって私も慌ててと言ったら悪いですが、前にどうなって出てきたかなということで少し勉強させてもらったのですが、市民の方ならもっとわかりづ



らなかったのではないかなと思います。それで、こういうものをもとに、または立派な冊子になったものがありましたよね。あれなんかを見ながらわかるのですけれども、やはり年度ごとの評価、そういうものを出していただいて、今、市長がこういうものに取り組んでおりますと、所信表明や何かで、新年のごあいさつで出てきますけれども、あれを小まめによく読んでいる方というのは本当に少ないと思うのです。新聞ですらきちっと読まないと思うので、ですからわかりやすく、これは市民の皆さんのどの範囲までいったかわかりませんけれども、こういうものを渡して、やはり市民にわかりやすく、これは第3次三笠市行財政改革大綱及び推進計画で、17年から21年までのがずっと載っている。それには先ほどの事務事業とかは全部数値になって出てきておりますよね。こういうものをやはり渡していただいた方が、何にお金を使ったのだらうと、そして今の問題が出てくると、議会なんてみんな同じだと、議員なんてみんな同じだと、そういうふうな考えの市民がおりますので、やはりこういうものを小まめに出していただけないかなと思います。

それから、小林市長は75%の達成度というふうに評価しております。48項目中36項目ということで、大変努力されていることはわかりますけれども、ここらあたりも市民にわかるようにしていただければ、なおいいと思います。

それから、二つ目の町内会組織の問題ですけれども、この社説の中には限界集落とかという見出しも出ていたのです。そういう言葉が、初めて私も聞きましたけれども、65歳以上のそこに住んでいる町民が半分以上になると限界集落というのだそうです。私の町内会もそのぐらいかなと、もう70歳の人ざらにるので、そういうふうに思うのですけれども、葬式も出せない、この辺まだ葬式出せるからいいのですけれども、私もお葬式出せない町内会が一つずっと昔、以前にありまして、そこにお手伝い行ったことあるのです。全然、ここではないです、三笠でない、ちょっと山奥ですけれども、お葬式も出せないから、ちょっと手伝ってよといって、手伝いに行ったことあるのですけれども、お葬式も出せないそういう限界集落というところがあるということを知って、初めて聞いた言葉ですけれども、いや、なるほどなど。それでも、私はその電灯代だけを集める町内会というのは、本当に寂しいものですよ。それで、協働ルームとかかわりもありますけれども、お金をかけなくても、やっぱりその町内のみんなが何かできることはないだろうかと。私の町内なんかでは、町内レクをしょっちゅう、パークゴルフとかお誘いがしょっちゅう来ますけれども、私は参加できない方の一人なのですけれども、そんなことをしたり、それから町内会長さんというのは立派な人が多いですよ、本当に何ていうか背広来てぴっとね。そういうのではなくて、今ここに出てきた町内会の町内会長さんというのは、本当にその辺におじさんなのです。それで、おばさん方が雰囲気がよくて、頼むからなっちゃんといっただけの人なのです。ああいう、だれでもいっただけの女の人になってもいいと思うのです。そういう町内会長というか、何か町内の別の名前でもいいのですけれども、そういうことで崩壊しかけている町内を何か活性化するという方法、例えば私はその立派な連合町内会長でございますと、そういう人ではなくて、本当にもう困って

いる町内のおじさんたち、そういう人ばかり集めてどういふことか悩んでいるかというふうな、お酒飲まなくていいですよ、お金もかけないで懇談会、こういうことか悩んでいるのよという、お互いに勇気づけられて、そういうことかいいと思います。そういうのもやはり音頭をとるのは役所の方だと思ふのですけれども、そういう試みもあつていいのではないかなと思ふます。先ほどの電灯だけ、街灯代だけを集めていふ町内は寂しくなつて、声をかけて何人が集まつて何かやつたそうです。みんなお金を出し合つて、懇親会といふのですか、一杯飲んで、みんなで騒いでね。それが大変よかつたといふことを、ここの町内の方が述べておられます。そんなことか考えてみてください。

それから、交際費の問題ですが、私インターネットで札幌市をちょっと調べてみたのです。そうしましたら、議長交際費も市長交際費も同じなのです。区分といふかな、それが同じで、ちなみに札幌市は16年の4月からこれオープンにして、だれでもこれ引けるのです、インターネットで何月何日何に使つたかといふことが。そして、基準はもちろんありまして、使つていふのは、お祝い、香典、生花、見舞い、協賛、会費となつておられます。月ごとに全部出ておられます、集計しますと、食糧費なんていふのはどこかに隠れてあるのかもしれませんけれども、札幌市はオンブズマンがうるさいですから、もうこれで終わりだと思ふのですけれども、議長交際費は年間35件なのです。そして、33万1,240円なのです。それから、市長交際費は341件、そして417万5,000円と、こういう金額もきちつと出ておられます。三笠もすぐやいなさいといふえませんが、こういうことをすることによつて、ガラス張りでも市民にも誤解されない、そういうまぢづくりになつていくと思ふますので、その点これからよろしくお願ひしたいと思ふます。

時間も大分オーバーしました、12時過ぎましたので、よろしくお願ひいたします。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今お持ちの行財政改革17年から21年度までのその部分といふことにつきましたら、これは作成した時点で市の広報で市民に周知をしておられます。概要です。全部ではありません。概要を周知しておられます。これからの行政評価といふことは、今、試行しておられますけれども、これはいろいろ正直言つて試行錯誤もしておられます。どういふ方法で何が一番ベターなのかといふことを一生懸命、今、庁内で議論していふさなかでございませう。そういった意味に向かひまして、本格的な実施に向かひて、より最大の努力はしていかなければならんといふふうにお願ひしております。いずれにしても、こういう評価制度によつて我々も予算の採択を決めたり、または事務事業の変更を決めたり、そういうことを現実的にやつていかなければならんといふふうにお願ひしておりますので、その点はきちつとした目標を定めて取り組んでまいりたい、そのようにお願ひしております。

それから、集落の話ありました。限界集落といふことかございませう。いわゆる私ども、この町内といふのは、一番最小の自治組織であつて、みづからがつくつて、みづから運営していふ組織といふふうにお願ひしております。ですから、そこに町内の中に、コミュニテ

イーなりなんなり、いろいろ町内会の皆さん方でどうしても基本的には必要なものという認識はまず持っていただかなければならないだろうと、これが基本だろうと思っております。やはり今お話のあった困っている町内会を集めて相談してはということも、これも一つの方法だろうとは思いますが。思いますけれども、まずその広い意味での連合町内会組織の中で、果たしてどういうところが困って、どういうところを困っていないのかというのは、これは我々ではわかりません、正直申しまして。実際には、やはり町内会というのは、戻れば私も町内会の一員ですから、なかったら困るといふふうに思っております。なかったら困ると、町内会自体が。例えば、クリーン作戦にも参加しないですとか、そういうことになったら、その辺にたくさんのごみが散らかっているということになりますから、その住んでいる方みずからが必要なものというふうな認識をまず持っていかれるかどうか。コミュニティーが必要だということも当然のことがありますし、また我々も例えば町内会ごとにぬくもり除雪サービスも町内の中でのそれぞれ除雪をさせていただいているのですよ、町内ごとなのですよ。それですとか、または地域の福祉の地域連携のサービスも、これも町内を対象にしなければならんということで、そこに住んでいる人方がそういうふうにお互いに助け合っているという現実があるわけですから、大いにやっぱりそういう点は皆さん方認識していただきたいと思っております。ただ、そういう困っているところ等々の相談には、これは積極的に対応してまいりたいと思っております。

それから、交際費のお話ですけれども、これは先ほど言いましたように、市長も議長もほかの執行機関もすべて交際費の基準というのは、ある程度同じものでなければならぬだろうと。今回のことをきっかけとして強く我々感じたということです。ですから、同じような基準は、これは各執行機関とすべて協議してつくらせていただくと。そして、公開についても、基本的になるべく早く公開できるように、我々作業を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつ御理解していただきたいと思っております。

議長（扇谷知巳氏） よろしいですか。

6番（田中茉莉子氏） はい、よろしいです。

議長（扇谷知巳氏） 以上で、田中議員の質問を終わります。

昼食休憩に入ります。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時14分

議長（扇谷知巳氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次、3番齊藤且議員、登壇質問願います。

（3番齊藤 且氏 登壇）

3番（齊藤 且氏） 平成19年第1回定例会に当たり、さきに通告いたしました今後のまちづくりについて、まず1点目に温泉宿泊施設の今後の計画及び取り組み状況について、2点目に人事評価制度の評価と今後の考え方の2点について、理事者側の見解を求めますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、温泉宿泊施設についてです。

私は、昨年6月、第2回定例会並びに12月第4回定例会において、温泉宿泊施設の誘致に賛成の立場で2度質問させていただきました。また、この4年間、温泉宿泊施設の誘致を願ってきた一人です。

今から10年前にかかわりを持ったその温泉施設や役場にも私は出向いて、計画書と決算書を手し、理事者側に提出した経緯もあります。また、大手民間企業にPFIまたはリース方式で誘致ができないかと説明会も開催し、温泉施設の推進を強く要望してきました。その企業は、三笠市として正式に要請があれば、市場調査をした上で協力させていただく用意はあるとの返答までいただきました。

さて、昨年8月号の月刊情報誌の大見出しで、三セク公共温泉で黒字はたった4分の1という記事があります。公共温泉の経営計画は細やかな市場調査と確実な分析がなければ、黒字経営が困難かと理解できます。ちなみに、私が調査し提出させていただいた公共温泉は、4分の1の黒字経営の一つに入っております。この空知地方には、25件の公共温泉があります。料金が一番高い温泉で800円、次に600円と500円が最も多い価格帯となっております。また、最近では札幌方面に多く見られる銭湯で、サウナや露天風呂などの設備や内装も充実した低料金で390円のスーパー銭湯が乱立しております。

私は、2月23日と11月1日、2度ワンディ・スパ手稲店に1,200円の料金で入浴してきました。また、オープン前の10月30日は、理事者側とともに視察にも参加させていただきました。このときは、人工膀胱、人工肛門の方々、いわゆるオストメイトの方々の入浴をどのように考えているのか。さらに、年間1万5,000人が亡くなっている心臓疾患の患者に大変有効な救命機器と言われているAEDの設置は、ぜひとも必要な機器ではないかと強く要望してきました。これらのことを踏まえて、2月23日、AEDの設置状況の確認に行ってきたところです。残念ですが、今のところAEDは設置しておりませんでした。

そこで、ワンディ・スパ三笠店は当初5階建ての宿泊施設で計画され、その後の変更もあり、昨年11月、3回目の計画変更が発表されました。和風を強調した表現にしたいがために、階数を2階建てに変更するとの一方的な発表でした。しかし、私には何か別の理由があるように思えてなりません。北湯沢温泉にある有名なホテルは、高層階にもかかわらず、しっかりとした和風を感じさせるホテルだと思います。年間利用客見込み数においては、15万人との発表から一挙に20万5,000人に増員されましたが、和風デザインにこだわるのが、どれほど集客に影響を及ぼすことなのか、その根拠も調べる必要があると思います。

さらに前回、12月、通告質問の答弁において、3月着工、10月オープンと確認したにもかかわらず、3月着工が4月に延びたと聞き、私は大変憤りを感じております。私も議員は、市民の方から質問を受け、その問題に対しては正しく答える義務と責任があります。この一連のワンディ・スパ三笠店の経過は、三笠市民と議会軽視につながりかねま

せん。このたび重なる変更においてまでも、三笠市が行う、一つ、土地は賃貸で30カ年、一つ、インフラ整備、一つ、集客に関する施策などの約束事は継続されるのでしょうか。さきにも述べた空知地方公共温泉のように、民間といえども1,200円の料金で年間20万5,000人もの利用客が見込めるのか。経営が行き詰まったとき、どのような責任が生じ、だれが責任をとるのか。今に至るまでの経過と今後はどのような対応をとるのか、さらに約束事のインフラ整備の金額と理事者側の見解をお聞かせください。

次に、人事評価制度についてであります。

全国的にも問題になっている議員の政務調査費や役人の裏金づくり、北海道においては、道警の裏金づくりが記憶に新しいところであります。また、本市においても、議長交際費の問題もあったばかりです。これらの問題で、違法行為ではないと思われることでも、市民オンブズマンなどの追及により、裁判で審判を受けることもありました。埼玉県で数名の市議が恒例行事として行われていた小学校の運動会に招待され、食事代の感覚で支払った2,000円が議員の寄附行為に当たると問題にもなり、書類送検されたと聞いてもおります。この問題は別として、いずれにしても庶民感覚からかけ離れたとき、またその対応の仕方を誤ったとき、重大な問題に発展しかねないと思われます。本市においての行財政改革の取り組み方も早い段階での職員給料の削減や職員数の削減並びに議会費の削減につながり、市長の言われる身の丈に合ったまちづくりが今後のまちづくりの一つであると信ずるところです。

そこで、12月提案されましたサンファーム道の駅売店等の限度額で340万円設計委託料とありました。私は常任委員会で員外議員として発言しましたが、なぜこの設計は役所でできないのとの市民の声もありましたので、再度確認させていただきます。4人もの優秀な1級建築士を抱える行政がなぜできなかったのか。また、落札金額は252万円ではありますが、道内のタクシー運転手の平均年間賃金は258万円との記事にもあるように、民間では大変苦勞されながら得る金額です。この設計金額を考えたとき、国の基準では通る金額でも、民間、庶民の感覚では大変にずれた感覚に思えてなりません。

そこで、以前、委員会で建築士である部下に設計を頼んだが仕事を抱えているため断られたとの答弁だったと記憶しておりますが、断った部下に対してどのように人事評価をしたのかお聞かせください。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 主にスパ関連、それからサンファームのところの売店の関連ということでございますけれども、中に挟んで人事評価に関することが入っているということでございますので、まず最初の部分のスパに関する考え方をちょっと述べさせていただきます。それから人事評価としてどうあるのかという部分については、総務部長の方から、最後に売店等の関連、これまた私の方からお答えを申し上げたいと思います。

それで、まずスパの取り組みについて、具体的には、ちょっと私どもとしては非常に

ショックでございますけれども、議会軽視という言葉がありまして、これは大変なこと  
でございますので、議会軽視などということをおぼろげにやっているとすれば、それはもう  
私ども大きなおしかり受けなければならないことだと思いますので、私どもとしては、  
そういう認識はとてでもないけれどもございませぬ。

基本的には、2006年の5月に会派長……

3番（齊藤 且氏） ちょっと今のところいいですか。

つながりかねませぬということなものですから、別に決めつけているわけではないつも  
りです。

経済建設部長（西城賢策氏） 2006年の5月に会派長会議がありまして、その際に  
議員言われるように、5階建てのものということをお話を申し上げて、その後、民間の中  
ですから種々検討されて4階になったと。さらに、議員御指摘のように、昨年11月に  
2階建ての形で純和風なものを計画したいということございまして、この間、大きく面  
積が変更しているかということ、面積的にそんなに極端に大きく変わっているものではござ  
いませぬので、より使い勝手のいい、そしてより集客力のあるものを求めていると私ども  
認識しておりまして、そういう取り組みが随時あったということと、大変申しわけありま  
せんけれども、そういうふうに言われますと、私どもその都度議会には説明を申し上げ  
て、こういう計画でございますというふうに申し上げたつもりでございまして、もし私ど  
もの取り組みに問題があるとすれば、その部分は本当に気をつけなければならない部分  
だと思いますが、基本的には随時それぞれ御説明を申し上げてきたと。

もう一つは、これは決して私どもの施設ではございませぬ。もちろん、インフラその他  
には大変私ども協力を申し上げるわけですけれども、しかし私どもの施設でない以上、より  
民間の側で検討をされて、集客力のあるものにしたいという考え方があれば、これはしっ  
かりとその部分については、私どもも認識して進めていかなければならないのではないかと  
いうふうに考えております。

それから、経過等でございます。この間、私ども具体的には大体私どもの商工観光課長  
中心になって向こうとのやりとりをずっと進めてきてもらっておりまして、その中では  
大体一月に1回、多ければもう少し短くですけれども、打ち合せを重ねてきているとい  
うことございまして、その中でインフラ整備について私どもどうするのか、時期的なも  
のはどうするのか、施設はどういうふうに変化するのかというようなことも把握しながら取  
り進めてきているということございまして、そこに大きな変化があるというふうには  
思っておりませぬ。そこで、実施の有無について心配されるような動きもあつたり、市民  
からも御心配いただくのだということございまして、そういう部分については、そうい  
う日常的なつながりの中で頻りに、電話等ではもう毎日のようにやりとりが起きますし、  
それから今もそれぞれ顔を合わせてやる機会も随分多うございまして、そういった中  
で一つ一つ確認しながら取り進めるべきは取り進めてきているということございまして、そ  
の中で、もしも検討すべき大きな変化等が生じたり、検討すべきような課題が生じれば、

これはもう大きな問題でございますので、助役中心にして私ども全所管集められて心配をしていくということになりますけれども、今までの経過で申し上げますと、それなりに事業は進行してきているというふうな認識をしておりますので、私どもとして今大きくそういう危惧される部分があるのかと言われますと、特にそういったもの私どもとしては承知していないというふうに申し上げるべきなのだろうというふうに考えます。

それから、インフラの金額についてはどのぐらいなのだという御指摘でございますので、これは担当課長の方から申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） 星野商工観光課長。

商工観光課長（星野直義氏） 御質問のインフラ整備の額について御説明申し上げます。

インフラ整備につきましては、平成18年度実施の部分とそれから平成19年度実施予定の部分がございます。

平成19年度の部分につきましては、これから予算等の御審議をいただくものでございまして、確定ではございませんけれども、まずは平成18年度の実施部分について御説明申し上げますと、用地取得、それから用地を更地化するための費用、それから補助金の返還、それから水利権の決済金等合わせまして18年度の部分といたしましては、4,525万4,000円の議決をいただいて現在進めているところでございます。

それから、19年度の予算といたしましては、市道の整備、消火栓の新設工事、それから他会計でございますが、水道会計の水道整備工事、それから下水道会計におきましての下水道整備工事、合わせまして8,801万円の予算の上程をいたしてございまして、これにつきましては、本年度のこれからの予算ということで委員会で御審議をいただくということになってございます。あわせまして、インフラ整備18、19の2カ年におきましては、このスパの関係につきまして、1億3,326万4,000円の総予算となっております。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 森原企画総務部長。

企画総務部長（森原 裕氏） 私の方から人事評価の関係で御質問ありました。上司が業務を指示した場合、その業務を行わない場合、人事評価の対象になるのかということなのですが、当市では昨年度からこの人事評価を試行しておりまして、その評価をするのはだれかということになりますと、例えば係の職員でありますと、その上司であります係長が1次評価者、それから課長が調整者ということで、この2人が評価することになります。それから、係長職の場合につきましては、課長職が1次評価者になって、部長職が調整者ということになります。それで、今回、建築の部分についてはそれぞれの建築の担当の所管の方で評価することになりますけれども、実は上司がそういった指示をしたかどうかということは、私どもちょっと押さえていませんので、仮にそういう指示を実際に出して、その職員が従わなかった場合があるとすれば、当然それは人事評価の項目の中に

は勤務の実績ですとか、取り組み姿勢ということで、それが評価の対象になりますので、そういった部分では、それは対象になりますけれども、現実の部分で私どもがその評価の内容まで押さえておりませんので、この段階でそういった指示に対してどうだこうだということはお答えできません。

議長（扇谷知巳氏） 西城経済建設部長。

経済建設部長（西城賢策氏） 人事評価の部分について関連しますので二つ目でお答えを申し上げることにいたしまして、まず一つ目で、サンファームの売店等の設計委託、必要性ということだろうと思います。それで、基本的に言うと、一般的には私どもで直接設計をする場合、それから業者に委託する場合がありますが、どうでなければ委託する、どうなら委託しないという基本的な基準というのを持っているわけではありません。基本的な考え方で言いますと、構造計算等を必要とするような場合は、これは構造計算屋がいるわけでありませんので、これは委託をしようというふうに考えている。それから、あと電気や設備工事に関して一定の知識を有して取り組まなければならない、比較的大きな施設を取り組むという場合には、私ども現在、電気屋、設備屋おりませんので、これはやるというもちょっと無理ということで、この辺については専門職を置いてないということでございます。

このことは別といたしまして、今回の場合は、サンファーム周辺に御承知のように相当程度温浴施設もありますし、これからできるものもありますけれども、かなり施設が集中してくるということが十分考えられまして、私どもで今一部進めている誘致等もそういう可能性があります。そういう意味では、周辺環境との調和というものがありますし、また利便性等々考慮いたしまして、やはり多くのノウハウを持っている専門業者に委託することが極めて妥当だろうというふうに考えています。市の方で、現在私どもの職員がやる設計内容といいますと、大体今申し上げましたように、構造計算等を必要とする場合というのはなかなかできませんで、現在の建築系の業務といたしましては、建物の建築指導、確認申請の審査、発注工事の現場監督、各種指導、このほかに各所管からの業務委託調整、市民からの建築物の相談、それから各種の諸調査を実施するというところでございまして、それ以外は極めて軽易なものの設計等を担当するというところでございます。

人事評価との関連で申し上げますと、今申し上げましたことでございますので、私どもとしては私どもの建築技術屋さんに対して、木造で極めて簡易なものであれば、これはやりなさいということで私どもから指示いたしますが、そのいわゆる極めてグレーゾーンにある部分といいますか、どちらを適切に選定すべきかというのは、私どもの方からできるだけやってほしいということは私の方で申し上げますが、そうでなければ協議をしながら取り進めるというのが私どもで現在やっている仕事でございます。ですから、今回の場合で言いますと、380平米になる施設ということですから、建物としては相当程度の規模がありますので、建物に関して現在言いますと、木造以外の建物ですと200平米以上はもう既に構造計算が必要だということになりますし、最近では、平成12年から木造の



基礎でも安全性を確認しなさいというのが、建築屋に求められる基本でございますので、そういったものを加味して考えた場合に、今回の場合については委託をすべきだということで、12月にお願いを申し上げたということでございます。ですから、議員御指摘のように私どもの方から職員に対してこうしなさいと、いや、それはしたくはありませんとか、あるいはしないとか、そういうようなことのやりとりではなくて、何とかここは取り組めないかなと、自分の考えた、設計した施設が市内に残るというだけでも技術職としては、極めて光栄なことではないかと、頑張ってみないかというふうに私の方からは申し上げておりますけれども、職員としてはなかなかそこまではできないと。

現在、設計協議等を進めている最中ですが、当初、木造平屋というふうに考えてございましたけれども、将来にわたって飲食等が入る可能性はどうでしょうかという話のやりとりが今進んでおりまして、私どもの農林も入って、建築も入ってやりとりしておりますけれども、その中ではかなり飲食も入ってくるという可能性も高い、そうすると耐火構造にもしなければならないとかというようなこともありまして、現在はRC構造で建設をしようかという状況になっております。これは今、現在詰めをやっている最中でございます。確定ではございませんけれども、そのように取り進めようということで現在取り組んでいるということでございまして、もしも前段申し上げた電気屋、衛生設備屋、構造屋等々を用意するとすると、私ども現在、新築物件というのは市としては極めて少のうございますので、これらの職員を一気に抱えるなどということになりますと、相当な費用を生じることになりますから、経費的な、効率的な面からも現在では今の2名体制で取り進めていくということでございまして、必要な配置を行っているという考え方でございます。

以上でございます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 私が申し上げたように、今後のまちづくりというのは、庶民感覚というか、法のもとではしっかりと守られていても、庶民の目線はどうかと考えて質問させていただきます。

それで、先ほどのワンディ・スパなのですけれども、それでは3月着工が4月に延びたよという話なのと、あとはそれでは今、一体図面はどのようになっているのですかというのが、まず一つなのです。自分のうちを建てるのに図面も検討も何もなくて物事というのは進まないのが、これが一般庶民感覚だと思います。

それと、人事評価制度ですけれども、私は決してこの三笠の1級建築士の方々が仕事を拒んだなんて、そうは思っていないのですよ。私が議員になってからこの4年間の間にアスベストの問題だとか、あとは桂沢水道水の問題、あとは耐震問題、さまざま問題がありました。それと、僕も以前に、災害があったときに、三笠市で災害対策本部を設けられるような公共施設は残るのですかというような質問もさせていただきました。というのは、地震災害があって、本当に市民の方々の生命を守る、それが一番大事なことなのです。そう

すると、1級建築士の技術屋さんは、これからますますこの市民相談にも答えなければだめなのに勉強もしていかなければだめだと思うのですよ。地震の問題で、自分のうちは大丈夫だろうかというような市民相談も当然あると思うのです。そのときに、やはり自分なりに勉強したいと思っているのが、僕は市の職員ではないかと思っている。そう思っています。それが、4人が2名体制になって今抱えている、その中でやりなさい。それは、やはり拒まれても仕方がないのかなと思うことは、これは将来的にも三笠のことを考えたら、人事評価制度にもつながっていくことだし、行政評価制度にもつながっていくことだし、やはりしっかりとした人事評価制度、こういうようなことを確立するためにも、本当に今が、三笠が本当の土壇場に来ているような気がするのです。そして、けさの新聞でも盛んに夕張、夕張と、夕張のことが書かれておりました。この産炭地は、今、本当に行政と市民と議会が一体になって取り組むべきところではないかなと思うのです。

そこで、そうしたら、そのワンディ・スパの図面、ちょっとあるのだったら示してほしいです。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） まず、ワンディ・スパの件から、私からお答え申し上げます。

まず、ワンディ・スパ自体は、純粋の民間の施設ということなのです。これは、三セクでも何でもありません。ですから、三笠市が設計に口出ししたり、工程に口出しすることは基本的にはしておりません、基本的には。例えばどこかの工場が建つということについて、どんな工場にしてくれよ、中身はこうしてくれよと、それは口出ししません。できないです。ですから、それと同じです。このワンディ・スパについても純粋の民間の施設で、三笠市が経営に参画する施設ではございません。ですから、基本的にこういうふうにつくるからねということは言いますし、何かをお願いしたら、その責任はこっちが持たなくてはなりません。何かをお願いすると。例えば、ホテルの部屋数何ぼつくってくれよと、ではホテルの分が赤字になったら、そうしたら残りの部分、三笠市で補償してくれるのですかと。三笠市は三セクではないわけですから、経営者でないわけですから、補償も何もできません。できないということは、そういうことにも基本的には、多少の願いはできたとしても、基本的にこうしてくれ、ああしてくれということはないということです。できないということです、これが純粋の民間ですから。例えば皆さんどこの商店でもどこのあれでも、これは基本的には三笠市として口出しすることは、これはできないことです。ただ、そういった中、従来だって産業開発促進条例で、固定資産税の軽減ですとか、市民の税金で補助金ですとか、そういうものを出しております。ですから、きちっとした経営をしてもらわなければ困ると、すぐつぶれるような会社では困ると、その辺の見極めは大事でございます。そこまでしないという意味ではありません。ただし、これは中身的には純粋の民間ですから、民間サイドで進めてもらおうと、それが第一の基本ということです。

それから、インフラ整備のお話もありました。このインフラは、ワンディ・スパだけに

するものではありません。最初から申し上げましたけれども、あそこのサンファームの再開発事業としてインフラを整備するということです。ですから、その道路を通らなければ、道の駅、新しい売店にも行けません。スパはもちろんのことです。パークゴルフ場にも行けません。ですから、みんながワンディ・スパのお客さんだけではなくて、あの裏の施設を利用する皆さんが利用する道路なのです。お客さん用の道路なのです。お客さん用の水道であり、下水道を入れているのです。ですから、ワンディ・スパのためにインフラを整備しているという考えは私どもありません。あのサンファームの裏の一带の施設、パークゴルフ場も含めて、その施設のための道路と、そういう位置づけですから、スパだけの道路ではないということは明確に言えると、そのように思っております。

それから、先ほど総額で1億3,000万円ほどと申し上げましたが、そのうち三笠市が借金の返済も含めて自己で負担するのは約半分でございます。借金の返済も含めて。あとの半分は、基金の取り崩しですとか、発展基金の取り崩し等々で、それから過疎債で賄っておりますので、自主財源という意味では約半分ぐらいというふうに押さえていただいて、そのうちその年に出る金というのは3,800万円ほどで、残りは借金と。10年ぐらいかけて済ますと、そういう形になります。そういった意味で、そのインフラ整備をどうするのだということや、インフラ整備は今言ったようなことで、そのスパだけのものではないという御認識、そうでなかったら、パークゴルフ場も行けません。スパだけの道路になってしまったら、そうなりますので、あそこ全体を利用するための道路と、そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

それから、その責任云々というのは、責任は当然スパにありますから、純粹の民間の施設。ですから、私どもはインフラ整備はあの裏全体の開発のために必要な道路という位置づけです。

それから、今ありがたいことに、発展基金の取り崩しということがあります。ですから、スパに私ども支援するというのは、発展基金の取り崩しでもって支援したいと、支援は発展基金の取り崩しのみであります、スパに対するものは。ですから、そういった意味で産業開発促進条例、いわゆる一般会計に属している生金は使わないでスパを誘致したいと、そう考えているわけですので、その辺はどうか御理解いただきたいというふうに思います。

それと、上司の命に従わない、人事評価どうするのだと。これ、上司の命に従わないのは、人事評価以前の問題です。これはとんでもないことです、そういうことがあったとしたら。ですから、評価は評価でちゃんとどういう仕事の仕方をしているか、どうなのか、こうなのか、市民に対して親切に対応しているかとか、いろんなことが評価の対象になっていますけれども、上司の命に従うというのは、それ以前の問題ですから、これはもうとんでもないことです。だから、そういうことは通常はあり得ないと、このように思っております。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 私が最初から言っていることは、庶民の目線だとか、庶民感覚が今大事になってきている時代ではないかと思って言っているのです。だから、政務調査費の問題であろうと、議長交際費であろうと、法的には何ともないのだよと言われてても、これは市民オンブズマンだとかのいろんなさまざまな追及を受けているのが、今の世の中になってきているのではないかと思う。だから、民間だから口出しができないよではなくして、税金として1億数千万円もインフラ整備行われていて、大切な税金が使われていて、それに対して民間が行うのだから、市民の方々の率直な意見なのですよ、1,200円でだれも行かないよと。だけど、言って、これ民間でやるから何も言えないのだよと、そんなことで市民の人は納得はしてくれない。ただ行かなくなるだけですから、結果的には。僕が余りこんなことあおって、心配事を言うつもりも何もないのですけれども、空知地方にそれだけ低料金なところがあるのに、なぜ1,200円で行くのと市民の人から言われるのですよ。それに対しては答える議員としての責任と義務もあるものですから、そうやって言うのです。

それで、あともう一つ、1級建築士が4人もいて何でそのぐらいのことができないのというのが、これもまた庶民感覚なのです。僕もまたそう思います。それも、設計落札金額を聞いても、やはりこれは法的には何ともないのですよね、法的には。でも、法的に何ともなくても、そうしたらそんな道民所得の1年分もかけるような設計なのかいと、そんなのが率直な疑問なものですから、そのことをしっかりと検討しながらやっていかなければ、本当にやはり間違った方向に行ったら大変でないのかなと思って質問させてもらっているのです、その点何かあればお聞かせください。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 市民の目線という声でお話がありました。1,200円が高い安いと、これはいろんな目線があると思っています。これは、高いと思う人もいれば、いや、中に入ってみたら妥当ではないかと思う人もいれば、これはいろんな目線があって当然しかるべきことですから、これはそういう人もいるかもしれないし、別な人もいるかもしれないですし、三笠市の市民1万1,000人がみんな同じ目線であるとは、私は思っておりません。ですから、高い安いというのはそれぞれの価値観があると思いますので、それによって入る人が少なければ、採算が合わなければ、値段を下げてどうするこうするということは、当然民間ですから採算合うように考えるでしょう。ですから、そういった意味では、民間がみずから判断することと私どもおっしゃっているのであって、私どもが1,000円にしなさいとこう言って、1,000円にして赤字になったら市が責任を持たなくてはならなくなる。そういうことにもなりかねないということなのです、これ民間の施設ですから。ですから、民間が自主的に入る人が高いから少ない、入客者が少ないといったら、自主的に下げればいいのですよ。もちろん、そういうことするでしょう。民間の方が経営は市よりずっとシビアですから、当然するでしょう。ですから、それ

を三笠市が幾らにしなさい、幾らにしなさいと言ったら、市が責任を持たなければならなくなる、その場合、税金で補てんしなければならなくなる。大変なことですよ。ですから、それはそれぞれ民間が自主的に判断してやることと、そのように思っておりますし、先ほど言ったとおり、インフラはあの施設のためのものではないという認識してください。パークゴルフ場行けないですよ、あそこをつくらなかったら。だから、パークゴルフ場行く人のための道路でもあるのです、その道路しか使えないのですから。それと、もう一つパークゴルフ場に一角をあけていますけれども、そこにもう一つの施設を誘致しています。その施設のための道路でもあります。ですから、スパが声を出すのが早かっただけであって、道路は道路であの裏全体に必要な道路なのですから、これはスパだけの道路ではありません。

それから、先ほど設計の話がございました。売店等ですね。これは建築士だけでできる設計ではないということなのです。設備ですとか、電気関係ですとか、そういうものもあわせて設計しなければならない。うちにはそういう技術屋さんはありません。建築士しかありません。ですから、今の中で建築物の設計をするということは、三笠市では仮に建築士がやっても、ごく一部しかできない。一部しかできない。設備関係も、あれは電気関係もあれば、そういうことはすべて御承知の御意見だと私思っていますけれども、いろんなもの全部入っての一つの設計ですから、これは三笠市の職員だけで設計はできません。ですから、そういう人を雇うよりは、外注した方が安いと言えるのですよ。外注した方が。ですから、そういう人を常時雇って、設計を全部みずからしようというような姿勢を、体制をとればとれます。その方がお金がかかるというふうに思っています。ですから、そういった意味で設計は外注を基本とすると。ただし、うちの建築士で設計できる部分は、一部やっております。みずからやっております。やった上で外注をすると、そういう手法をとっておりますので、できる部分はやりながら、外注も並行してやっていくということで、すべて100%するということは、それだけの技術がそろっておりませんので、これは物理的にできないことと、このように理解していただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 先ほどからの答弁で、三笠市においてあそこの開発というのは、僕は大変重要な部分だと思うのです。それが、昨年3月から何回計画の変更されているか。それは、助役言われるように、その道路を通らなければ行かれないとか何とかということでも、やはりしっかりとした計画を立ててやってきているはずなのです。それが、何回も何回も計画変更をされて、それが3月着工で10月という時点でも、僕10月オープンできるのかなと思っている。これが民間だから、そんなこと口出しできないという話でもないですし、それがいざ3月に着工なのかなと思っていたら、今度4月に延びました。それでもといたら、10月オープン間に合うのかなと思っても、それもちょっとわからないような状態が今の段階でないかなという気がするのですよ。それがまた来月になって、4月予定が今度また延びたということになる可能性はないのでしょうかというこ

と。この点ちょっと。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） 今、建築確認申請を先月の半ばにして、今月の半ばに確認申請が許可になる予定と、そういうことです。私ども一番肝心なことは、純粹の民間の施設です。発展基金の取り崩しで支援はいたします。それは、発展基金の取り崩しのみです。市の生金、税金は使わないで済みます。ですから、そういった意味で、私ども一番肝心なことは、スバがあそこに来てくれると。一月早かるうが、一月遅かるうが、来てくれるということがまず一番肝心なことと、このように思っています。来なくなれば大変になります。

その上で、一月早い遅いという話が今出てまいりましたけれども、今のところの確認では、4月に着工して10月中にはオープンしたいと、そういう話をしております。ですから、今のところ、そして現実に木材の切り込み等々は工場で既に動いているということのようでございます、内部造作は。ですから、そういうことを踏まえて、準備を着々とやっているというふうに思っております。ただ、一月遅くなったのは、私どもも遺憾ではあります。本意としているわけではありません。遺憾ではありますけれども、私どもが経営に参画していない以上は、これはある程度やむを得ないのかなというふうに思っておりますし、仮にオープンが10月が11月1日にずれたとしても、まだわかりません、今のところ10月オープンと聞いていますけれども、ずれたにしても大きく影響を来すことではないだろうと。まずは順調に、多少の一月早い遅いの違いはあっても、順調にこの施設がオープンしてくれるということが、一番よろしいことだというふうに思っておりますし、そういうことで現段階でのことは確認申請を出して準備を着々進めていると、そういうことですので、できることは既にやっているとのようですから、そういう御理解をしていただきたいと思えます。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 助役はずっとこのような行政畑というか、僕は民間のずっと仕事をしてきたものですからそれぞれの発想が、民間だから口出しができませんという発想は、それはそれで僕は正しいと思うのです、確かに。民間が来るのだから、行政側が口出しをできないと。でも、結果的にそれが経営が行き詰まったときに困るのは、やはり三笠が困るのですよ。行政が困る。市民が困る。困るということは、今の夕張が僕は本当にそうだなと思うのです。そのときに一生懸命やっている行政の人たちも何も夕張はこうなるとは予想もしないこともたくさんあると思うのです。あると思うのです。そのときは正しいと思っていても、結果が大事なことですので、だからそのときにならないように、やはり民間には口出しできないのですけれども、いろんなアドバイス程度のことは僕はしてあげてもいいような気がするのですけれども、できないのですか、これからも、そういうような民間が来たときには。

議長（扇谷知巳氏） 西村助役。

助役（西村和義氏） アドバイスのこと、会議等々は随時やっております。これはやっております。これはしないというわけではありません。これは大いに施設の建築上必要なことという意味では大いにやっておりますし、私どもの例えば会議室をつくるのであれば、全道市長会ぐらい開催できるような広い会議室が欲しいですねと、そういうお願いもしたり何だり、いろいろそれはやっています。ただ、このように工期がこういうわけでおくってしまうということだめだと、3月にやれということは、基本的にはなかなか難しいということなのです。いろんな細かいことの注文は出したにしても、これはそちらの、先方の業者の選択ですとか、いろんなことが絡んでのことなのでしょうから、我々そこまで口を出すということはなかなか困難性があるということなのです。これが三セクなら話は別ですよ。経営者ですから、三セクは。ですから、三セクでない民間のところにそういう困難性があるということなのです。ただ、私ども今夕張をいろいろ事例に出しておりますけれども、その三セクでしないというところに私は価値があると思っておりますからね。市民の税金を投資しない。それとまた経営にも責任を持たない。経営に責任を持てば、後ですっとそれを尾を引きずるということは、これはほかの今の現在の三セク、三笠市内にある三セクを見ても、御存じのとおりですから。ですから、これは夕張を他山の石として、純粹の民間でもらうと、そこに私は価値があると思っておりますので、三セクするのであれば、これはこれでまた全然別な要件になってきますから、これはもう話別です。ですから、純粹の民間の事業ということであれば、例えば4月にさせてくれというのを3月にしなければだめだという基本的なことは、これはできないということなのです。これはもうある程度のことには仕方ないです。ただし、中での細かいことの注文は、やりとりはしております。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） いずれにしても、私はやはりこの民間の発想もそうですし、行政の発想もそうですし、市民の発想もそうですけれども、結果的に市民の人たちは三笠のワンディ・スパと見るものですから、そのようなことを失敗を、例えば失敗のことを恐れては何もできないのですけれども、失敗したときに市民が悲しむのではないかなということだけはしたくないなという思いが強いものですから、それは行政の方だって大変強いと思うのですよ。そんなことを考えながら、慎重に身の丈に合った、小林市長が言われたような、そんなこれからの市政をやっていただきたいなと思います。それで、4月着工で10月までオープンと、そんなことで気を焦っているわけでも何でもないのですけれども、今大事な一つの勉強する材料として受けとめて、その思いでやっていただきたいということを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

以上。

議長（扇谷知巳氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 番外になりますけれども、私の思いを少しお話しさせていただきたいと思っております。

御承知のように、民間の企業を誘致するという事は、いろいろな効果があるわけですね。一つは、雇用の確保という部分もあります。それから、町自体が雇用が確保されて、ほかの町から人が入ってくれば、町が活性化されます。そしてまた、税も入ってきます。固定資産税から法人税から全部入ってきます。そういうことを通すことによって、非常に財政規模の市民負担をこれ以上ふやさないということになれば、そういう企業誘致をしなければ、税の確保というのはなかなかいかないわけですから、ですから私どものような弱い町は企業誘致に一つの方法として、企業誘致に最大限努力していくというのが、私自身のまちづくりの政策の中の一つなのです。ですから、そういう意味では、私市長になってから、免疫生物研究所も来ました。それから、あの免疫生物研究所は、あの施設から一步飛び出して、世界の学者たちが来て研究できるようにとって宿泊施設をつくった図書館もつくりました。専門書1万5,000冊の蔵書をしている。さらに最近では、関西の大阪の市場に上場するという事で、さらに研究内容を高めて、世界の免疫生物学の、あるいは免疫学のそういう新薬開発のために努力するという事で、十数億円の株式投資のため一部上場をやるということがこの間ニュースに出ていました。そういうふうに、次から次へと派生することによって、三笠の町がある意味においては、関西の方までに宣伝になってくるし、これからの地球温暖化とかあわせて感染症がどんどんふえてきている。昨夜もテレビのNHKでやっておりましてけれども、抗生物質すべてきかないという菌が発生して、埼玉医科大学病院がパニック状態になっているというのが放送されておりましたけれども、そういう時代に今なりつつあるわけですから、そういう意味では日本でただ2カ所しかないこの免疫生物研究所というのが、いかにこれからの時代に求められているのかということになってくると思います。それももちろん誘致したおかげでそういうふうになっていくと思いますので、これからも私の一つの政策として民間企業をどんどん誘致していきたいというふうに思っています。もし、そういうことで私たちの要望はもちろん入れてもらいます。努力してもらいます。しかし、最後にはそのことによって民間施設が来るのを、これ問題ある施設だったらだめですよ。例えば、公害を垂れ流しているような施設なら話になりませんけれども、三笠にとって利益になるという部分であれば、これからも私どもとしてはどんどんやっていきますので、それがどの辺まで私たちが入ってくる民間企業に対してお願いしていくかという、その部分についての大きい議論は必要だと思いますけれども、民間企業の誘致ということは、特に財政規模の弱いところについては、国を挙げてやるというふうに言っておりますので、私たちもそれを最大限努力して、今指摘されたような部分について、一部誤解もあったようでありますけれども、私どもとして今後ともそういった面で進めていきたいと、それが私の姿勢だということだけ申し上げて終わらせていただきます。

以上です。

議長（扇谷知巳氏） 齊藤且議員。

3番（齊藤 且氏） 僕は決して誤解していたつもりはないのです。これだけは。



議長（扇谷知巳氏） 以上で、齊藤且議員の質問を終わります。  
これをもちまして、通告のあった質問はすべて終了しました。

日程第5 監報第1号 例月出納検査報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 監報第1号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、監報第1号例月出納検査報告については、報告済みとします。

日程第6 報告第1号から報告第3号までについて

議長（扇谷知巳氏） 日程の6 報告第1号から報告第3号までについてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び各常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、報告第1号、議会運営委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第2号、総務常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、報告第3号、民生経済常任委員会所管事項調査報告についての質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第1号から報告第3号までについては、報告済みとします。

日程第7 報告第4号 まちづくり活性化調査特別委員会報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の7 報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告についてを議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇報告願います。

(まちづくり活性化調査特別委員会委員長高橋 守氏 登壇)

まちづくり活性化調査特別委員会委員長(高橋 守氏) まちづくり活性化調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

平成16年第2回定例会で決議設置されました「まちづくり活性化調査特別委員会」について、平成18年第4回定例会で報告をした以降の調査結果を御報告申し上げます。この委員会は、議長を除く全員による委員会で調査を行っておりますので、質疑と答弁等内容の詳細は省略させていただきますので、よろしく御了承賜りたいと思います。

さて、2月23日開催の委員会では、(1)空知産炭地域総合発展基金について、(2)建設工事予定価格の事前公表について、提示のあった資料をもとに調査を行いました。

初めに、空知産炭地域総合発展基金に関する調査では、1、経過について、2、今後のスケジュールについて、3、基金の取り崩しにかかわる規定の改正内容等について質疑がありました。

次に、建設工事予定価格の事前公表に関する調査では、1、事前公表の目的について、2、事前公表試行の目的について、3、試行期間について、4、事前公表対象工事について、5、検証結果について、6、平成19年度以降の取り組み方針についての質疑がありました。

各委員御承知のとおり、各案件の質疑に対し行政から一定の答弁がありましたことを申し添えまして、以上をもちまして本委員会に付託されました案件の調査の結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長(扇谷知巳氏) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第4号まちづくり活性化調査特別委員会報告については、報告済みとします。

#### 日程第8 議案第1号から議案第26号までについて

議長(扇谷知巳氏) 日程の8 議案第1号から議案第26号までについて、26件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第1号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定が

ら議案第26号市道路線の認定についてまでの議案26件について、一括提案説明申し上げます。

初めに、議案第1号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、定員適正化計画を基本として、職員採用は中途退職者及び休職者の現状を踏まえて必要最小限とし、さらに職員数の削減に対応するため、指定管理者制度の導入及び業務委託を推進し、効率的な組織機構を図るとともに、地方自治法の改正に伴い収入役制度を廃止し、会計管理者を配置するなど、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、効率的な組織の運営を図るため、企画総務部から企画部門を分離し総務部に、経済建設部から経済部門を分離し建設部とし、総合的なまちづくりを推進するため企画部門と経済部門を統合し、企画経済部とするものであります。

施行期日は、平成19年6月1日であります。

次に、議案第2号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、自立対策計画及び定員適正化計画に基づき、職員定数の適正化を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、現行の職員定数374名を退職者の不補充により、市長部局の職員16名、教育委員会の職員3名、消防職員1名、合わせて20名を削減することにより、全体で354名とするものであります。

施行期日は、平成19年6月1日であります。

次に、議案第3号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の給与に関する人事院勧告により、国家公務員の給与等が改正されたことから、これに準拠し、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、国家公務員の給与水準の引き下げ及び級構成が再編されたことに伴い、一般職については新給料表の1級から6級までを適用し、国家公務員と同一とするものであります。また、号給は現行の1号給を4分割するものであります。昇給については、昇給幅を4号給とすることを標準とし、55歳以上の職員については半分の2号給に抑制するとともに、その級の最高号給を超える昇給を廃止するものであります。

次に、扶養手当については、扶養親族である子らのうち3人目以降に係る手当額を1,000円引き上げ、2人目までの子らと同額とするものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第4号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、昨年実施した市営バス利用者のアンケート結果を踏まえ、運行ルートと乗車料金を一部見直したことにより、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、幌内線と萱野線の起点変更について、現在の市民会館から市立病院に変更し、利便性の向上と児童生徒の通学時における安全性を確保するとともに、萱野線の終点変更については、現在の岡山からイオン南口付近に変更することにより、キャンパスス

テージみかさに居住する児童生徒の通学便の確保と沿線住民の利便性を高めるものであります。また、少子化対策として中学生以下の乗車料金の無料化を実施するため、規定の整備等必要な改正を行うものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第5号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、低所得者が継続的に訪問介護サービスを利用できるための利用者負担額の軽減措置に関する制度の改正により、現在、減額認定となっている訪問介護サービス利用者の利用者負担割合の変更及び障害者自立支援法による訪問介護サービス利用者の中で、境界層該当者についての取り扱いが新たに追加されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、低所得者である訪問介護サービス利用者について、通常の10%の利用者負担割合を7%から4%へ段階的に減額する割合を減らし、最終的には他の利用者と同様の負担割合である10%にするものであります。

また、障害者自立支援法による訪問介護サービス利用者のうち通常の10%の利用者負担をすることにより、生活保護の受給該当となる者については境界層該当者として取り扱い、利用者負担額を全額免除とするものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、国の保育所徴収金基準の改正による保育費用の減額対象者の追加に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、保育所徴収金基準額表に減額対象者として、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を追加するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第7号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、盲学校、聾学校及び養護学校が特別支援学校へ一元化されることに伴い、文言の整理を行うものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第8号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、平成10年度に三笠市廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量及び適正な処理について、また平成13年度には三笠市環境審議会を設置し、環境の保全及び創造について、それぞれの審議会で審議してまいりましたが、行財政改革の一環として統合するため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して審議する三笠市廃棄物減量等推進審議会を廃止し、その審議事項を三笠市環境審議会へ引き継ぐものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第9号三笠国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、防衛庁が防衛省に改められたことにより、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、三笠市国民保護計画を審議する三笠市国民保護協議会の委員について、自衛隊に属する者の任命を防衛庁長官から防衛大臣に改めるものであります。

なお、この条例は平成19年4月1日から施行し、改正後の三笠市国民保護協議会条例の規定は、平成19年1月9日から適用するものであります。

次に、議案第10号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、本条例の適用期限が平成19年3月31日となっておりますが、引き続き市内経済の振興と商工業等の活性化を推進する必要があることから、奨励措置の適用期限を延長するため、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、現在の適用期限を5年間延長し、平成24年3月31日に改正するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は、入院患者数の減少に伴い、実態に合わせて病床数を削減するとともに、産婦人科診療における分娩件数の減少により分娩の取り扱いを廃止することから、必要な改正を行うものであります。

改正内容は、まず病床数ですが、一般病床では現行の許可病床数199床を65床減らして134床とし、精神病床については現行80床のところを15床減らして65床にそれぞれ変更し、許可病床数の合計を199床とするものであります。

また、分娩の取扱廃止に伴い、助産の語句及び別表中の助産料、新生児入院料を削減するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

続いて、議案第12号三笠市助産施設入所条例の制定についてですが、制定理由は、市立三笠総合病院における分娩の取り扱いの廃止に伴い、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、今後も助産施設へ入所できるよう必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

制定内容は、助産施設への入所に関する事項として、入所対象者の範囲及び助産費用の徴収金などを定めるものであります。

また、附則において、本条例の制定に伴い、三笠市助産施設設置条例の廃止を規定するものであります。

施行期日は、平成19年4月1日であります。

次に、議案第13号平成18年度三笠市一般会計補正予算（第5回）についてですが、今回の補正は、既定予算額105億8,389万7,000円に8,015万8,00

0円を追加し、予算の総額を106億6,405万5,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、土地開発公社からの貸付金償還額及び地域振興目的で寄附された一般寄附金と今回の予算整理による財源振替分について、備荒資金組合へ超過納付を行うほか、第4回補正予算以降に受けた指定寄附金を目的基金へ積み立てすることと、通勤災害等に係る経費を措置するものであります。

民生費では、社会福祉事業団が特定施設入居者生活介護事業所等の指定を受けるために必要な給付管理システム導入費について補助するほか、国の医療制度改革により設置される北海道後期高齢者医療広域連合設立負担金と、新たに後期高齢者医療制度保険料徴収システム等の開発経費を措置するものであります。

また、インフルエンザ予防接種等の実績が見込みを上回っていることによる国民健康保険特別会計繰出金の増額と、国の医療制度改革により国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び高額介護サービス費等の合算算定に伴うシステム改修費分の介護保険特別会計繰出金を増額するものであります。

商工費では、土地開発公社健全化方針に基づき、供用済み土地の整理をするものであります。

土木費では、公共下水道事業特別会計の管渠新設事業に空知産炭地域総合発展基金の取り崩しを充当することから、財源振替分について繰出金を整理するものであります。

教育費では、教育寄附金の採納に当たり、寄附者の意向に沿った小学校及び中学校の学校図書を整備するものであります。

一方、歳入については、空知産炭地域総合発展基金の取り崩しが認められた1,330万円について財源充当するほか、土地開発公社からの貸付金償還額3,300万円と、歳出関連の特定財源1,032万5,000円を増額し、不足する一般財源については普通交付税の増額分の一部を調整して計上するものであります。

次に、繰越明許費については、後期高齢者医療制度保険料徴収システムの開発業務が、当該年度内に完了することができない見込みから、繰越明許するものであります。

次に、議案第14号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてであります。今回の補正は、既定予算額21億443万8,000円に1,471万円を追加し、予算の総額を21億1,914万8,000円とするものであります。

まず、歳出補正の内容であります。国の医療制度改革により、75歳以上の高齢者等の医療給付を各都道府県単位で組織する広域連合が運営主体となって実施する後期高齢者医療制度が、平成20年4月から創設されることに伴い、国民健康保険電算事務処理システムの整備が必要となることから、1,260万円を増額するものであります。

また、国保連合会共同電算処理システム改修に伴い、新たな負担金が生じることにより20万2,000円を増額するほか、都道府県財政調整交付金の実績に伴い、一般会計繰出金としてインフルエンザ予防接種費用分54万2,000円及び基本健診費用国基準超過負担分6万6,000円を増額するとともに、基金運用利率の見直しに伴い基金積立金

130万円を増額するものであります。

一方、歳入補正の内容であります。歳出における国民健康保険電算事務処理システム整備費の増額に伴い、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金を新設し250万円を増額するとともに、国保連合会共同電算処理システム改修に伴う特別調整交付金225万円を増額計上するほか、基金運用利率の見直しに伴う基金運用益金収入130万円を増額するものであります。

また、一般会計繰出金の実績額増に伴い、都道府県財政調整交付金を除く一般会計見合額分を繰り入れるほか、歳入歳出の調整により805万2,000円を国民健康保険基金から補てんするものであります。

次に、システム開発業務が当該年度内に完了することができない見込みから、繰越明許するものであります。

次に、議案第15号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、既定予算額12億4,727万5,000円に199万1,000円を増額し、予算の総額を12億4,926万6,000円とするものであります。

まず、歳出予算であります。平成20年4月からの医療制度改革に伴い、医療、介護の事務処理連携が必要となることから、双方の保険事業運営を円滑に進めるため、現行の介護保険システム改修経費として199万1,000円を増額するものであります。

一方、歳入予算であります。介護保険システムの改修経費に係る特定財源として、国庫補助金86万9,000円を増額し、必要となる一般財源112万2,000円を一般会計からの繰り入れにより対応するものであります。

次に、介護保険システムの開発業務は、当該年度内に完了することができない見込みから、繰越明許するものであります。

次に、議案第16号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算総額に変更がなく、空知産炭地域総合発展基金の取り崩しに伴う収入を800万円増額し、これに伴い一般会計繰入金と同額減額するものであります。

次に、議案第17号から議案第24号平成19年度三笠市各会計予算についてであります。まず最初に、背景となる国の平成19年度地方財政計画の考え方ではありますが、歳入においては景気回復と定率減税の廃止及び所得税から個人住民税への税源移譲による税収の伸びを見込んだことと、地方交付税算定については、人口と面積規模に重点を置いた簡素化への見直しとして新型交付税の一部導入を行い、前年度並みの総額を確保しています。

また、歳出においては、公営企業に対する普通会計の負担分以外は人件費をはじめとして一般行政費を抑制するなど、全般的に減額した内容となっており、歳出削減を基本として財政収支の黒字化を目指した方針を引き続き進めています。

こうした国の考え方や地方財政計画を踏まえ、平成19年度における三笠市の影響は、

普通交付税が約2億1,200万円の減額と見込まれ、税源移譲による税の増額を上回ります。そのため、従来の行政改革及び自立対策を継続し、「小さな市役所」を目指した予算編成を行ったものであり、経常収支の改善と、公債費負担適正化を図り、将来の健全財政に向けた抑制予算となりますが、めり張りをつけ、加えて将来の住みよいまちづくりに向けた振興開発構想の実現を目指した編成を行ったものであります。

なお、本年度は、統一地方選挙の関連から、一般会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計については、骨格予算で編成したところであります。

以下、会計順に予算の内容について説明いたします。

最初に、議案第17号平成19年度三笠市一般会計予算であります。歳出予算から説明いたしますと、職員給与等件費関係では、議案第2号で提案いたしました三笠市職員定数条例の一部改正による職員数及び議案第3号で提案いたしました三笠市職員給与条例の一部改正に伴う所要額を措置するものであります。

経常費予算では、必要経費の見直しの徹底と効果的な行財政改革に取り組み、臨時的に必要な経費や新たに発生する経費を確保し、限られた人員と経費の中で、財政体力に合ったサービスを基本に公平で効率的な自治体づくりを目指した所要の措置をするものであります。

政策的予算については、継続費、債務負担行為関連の事業及び4月から対策を講ずるべき事業について、厳選して措置するものであります。

主な事業の内容について説明いたしますと、まず総務費では、新産業創造等事業推進事業としてバイオマス構想の食品残渣堆肥化施設建設に対し、発展基金取り崩しによる間接補助金と協働のまちづくり事業補助金を措置するものであります。

また、今年度は債務負担行為と関連事業として、サンファームエリア再開事業を当初予算から措置することとしており、農林水産業費では屋外売店棟の新設事業を、土木費では市道岡山3号線道路整備事業を、消防費では消火栓の設置をするほか、教育費では市民要望が強く健康増進という観点から、温浴施設との相乗効果が見込めるパークゴルフ場の整備事業を措置するものであります。

その他土木費では、2カ年の継続事業で進めております公営住宅建てかえ事業について措置するものであります。

その他に教育費においては、2年間の試行をもとに小中一貫教育事業を本格実施するほか、引き続き少子化対策支援の観点から小学校給食費の無料化を実施するとともに、全国的な問題となっている学校内のいじめに対し、カウンセラーを配置し巡回相談を実施するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。まず市税については、徴収強化を行い、特に悪質な滞納者については法的措置を行い、収入の確保に努めてまいります。

諸交付金については、地方財政計画に基づき措置をし、特に普通交付税及び臨時財政対策債については、新型交付税等の見直しが行われることから、過大見積もりとならないよ



う措置するものであり、特別交付税についてもルール分の拡大等、国の計画と厳しい交付実態を考慮し、減額して措置するものであります。

使用料及び手数料等については、利用実態による積算を行うものであります。

また、国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについてすべて措置するものであります。

次に、債務負担行為については、農業経営者のための経営基盤強化資金利子補給金のほか、空知中央地区地域用水機能増進事業負担金及び庁用コピー機借り上げ料について措置するものであります。

地方債の限度額等及び一時借入金の最高額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、一般会計予算の総額は、84億8,220万9,000円となり、前年度予算と比較しまして、14億3,205万5,000円の減、率にして14.4%の減となるものであります。

次に、議案第18号平成19年度三笠市老人保健特別会計予算であります。平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の実施に向けた経費を措置するとともに、公費負担見直しに伴う市負担金の増額を計上し、老人医療費の適正化を図り、健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。主要となる医療諸費は、前年度決算見込みを基礎に、老人保健対象年齢の引き上げによる受給対象者を80人の減で見込むとともに、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度の実施に向けた経費のほか、運営事務費、短期資金利子を措置するものであります。

一方、歳入予算は、制度改正により支払基金交付金の負担割合が引き下げられたことに伴う国、道、市の負担増を考慮した経費を措置するものであります。

以上により、老人保健特別会計予算の総額は、27億2,015万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして、2,944万5,000円の減、率にして1.1%の減となるものであります。

次に、議案第19号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計予算であります。国の医療保険制度改革により、新たな制度等の実施に向けた経費など現段階で見込めるものを措置し、国民健康保険財政の健全な運営が適切に実施できることを基本に予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費については、前年度決算見込みを基礎に、老人保健制度改正における対象年齢の引き上げに伴う国保会計の負担増を見込むとともに、国民健康保険被保険者証の更新及び70歳未満の入院時に係る高額療養費の現物給付化による経費を措置するものであります。

また、国民健康保険加入者が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担を軽減することを目的として、出産育児一時金受取代理制度を新設するほか、前年度に引き続き、

医療費適正化特別対策事業及び収納率向上特別対策事業に係る経費を措置するものであります。

老人保健拠出金については、受給対象年齢の引き上げに伴い、8,653万8,000円の減額措置とし、介護納付金については、第2号被保険者の減少により600万円を減額措置し、共同事業拠出金については、平成18年10月から30万円以上80万円未満の医療費に係る保険財政共同安定化事業が新設されたことに伴い、1億4,560万円を増額措置するものであります。

保健事業費については、平成20年度から始まる特定健診及び保健指導の国保保険者への義務化に向けた所要経費を措置するとともに、前年度に引き続き、骨粗しょう症検診、人間ドック費用及び健康診査に係る費用の助成事業並びに健康家庭表彰などの経費を措置し、医療費適正化を図ってまいります。

また、一般会計で負担している一般被保険者に係るインフルエンザ予防接種及び基本検診費用について、都道府県財政調整交付金の対象となる被保険者分を一般会計繰出金として措置するものであります。なお、人間ドックについては、従来、市立三笠総合病院で対応しておりましたが、医師確保が流動的であり、現段階では対応が困難なため、平成19年4月より岩見沢市の医療機関に変更することから、バス運賃の負担増及び検診機関までの時間増を考慮し、個人負担金を現行の3,000円から2,000円に変更し、1,000円の減額措置とするものであります。

一方、歳入予算は、本年度の保険料率及び賦課限度額については据え置きますが、今後の医療制度改革や基金残高の推移を見据えながら、慎重に検討するものであります。

そのほか、国道支出金、療養給付費等交付金などの歳出関連で見込まれるすべての収入を措置し、なお不足する4,000万円については、国民健康保険基金の取り崩しにより措置するものであります。

以上により、国民健康保険特別会計予算の総額は、20億4,274万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして、7,789万8,000円の増、率にして4%の増となるものであります。

次に、議案第20号平成19年度三笠市介護保険特別会計予算であります。平成18年度を初年度として策定した第3期介護保険事業計画の実績に沿った保険給付費の見込みを基本に、制度改正に伴う新たなサービスに係る保険給付費を考慮し、予算編成を行ったものであります。

まず、歳出予算であります。保険給付費については、養護老人ホーム三笠市三楽荘が特定施設入居者生活介護サービスの事業者として指定を受け、要介護認定者等に介護保険サービスの提供を行うこととなるための経費を措置するものであります。

また、地域支援事業として、ふれあいハウスイサービス事業や地域包括支援センターにおける介護予防マネジメント等の事業について措置するものであります。

一方、歳入予算であります。まず介護保険料については、第3期介護保険事業計画に

基づく保険料賦課対象者を4,631名と見込み、措置するものであります。

また、保険給付費に対する支払基金、国、北海道、市の負担額については、法定負担割合に基づきそれぞれ措置し、不足する財源636万7,000円を介護給付費準備基金からの繰り入れをもって措置するものであります。

以上により、介護保険特別会計予算の総額は、12億9,919万7,000円となり、前年度予算額と比較しまして、7,411万4,000円の増、率にして6%の増となるものであります。

次に、議案21号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計予算であります。歳出予算の主なものから説明しますと、職員給与等人件費関係では、一般会計に準じて措置するものであり、物件費、維持補修費については、浄化センター、管渠、ポンプ場等の維持管理について措置し、補助費等については水洗化普及促進のための水洗便所改造補助金等について措置するものであります。

積立金については、下水道受益者負担金等を下水道促進化基金に積み立てるものであります。

政策的予算については、骨格予算で編成し、事業の性格上、急を要するものを当初予算で措置しました。

主な歳出予算の内容について説明いたしますと、サンファームエリアの再開発に関連する汚水管渠整備費を措置するとともに、多賀町及び有明町について雨水管渠整備費を措置するものであります。

一方、歳入予算の主な内容であります。分担金及び負担金は下水道受益者負担金の納入見込み額を措置し、使用料及び手数料については、今後の水洗化の見込み等により措置するものであります。

国庫支出金等歳出関連の特定財源については、現段階で見込めるものについて、すべて措置するものであります。

繰入金については、一般会計繰入金を繰り出し基準に基づき措置するものであり、基金繰入金については下水道促進化基金から下水道受益者負担金前納報奨金相当額と水洗便所等改造補助金、消費税納付金及び財源調整額を取り崩すものであります。

次に、地方債、一時借入金の借り入れの限度額については、歳入歳出予算との関連により措置するものであります。

以上により、公共下水道事業特別会計予算の総額は、9億3,162万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして、1億6,239万5,000円の減、率にして14.8%の減となるものであります。

次に、議案第22号平成19年度三笠市育英特別会計予算であります。奨学資金の新規貸し付けについては、平成16年度で廃止しましたが、平成17年3月31日までに奨学生となった者についてのみ、在学する学校の修学年限を終えるまでの間、本人の希望により貸し付けを行うこととしております。

このことから、歳出については、現在、奨学資金を貸し付けている大学生6人分を見込み、貸付金として230万4,000円を計上するほか、歳入において当該貸付金額を上回る収入が見込まれるため、基金積立金として144万4,000円を計上するものであります。

一方、歳入については、基金運用益金及び貸付金の返還分を見込み、基金運用収入及び貸付金収入を計上するものであります。

以上により、育英特別会計予算の総額は、374万8,000円となり、前年度予算額と比較しまして、94万4,000円の減、率にして20.1%の減となるものであります。

次に、議案第23号平成19年度三笠市水道事業会計予算であります。水道事業については安全な水を安定的に供給するため、施設の管理に努めるとともに、経営の改善と経費節減等の企業努力をするほか、市民サービスの向上に努めていきます。

なお、業務の予定量については、前年度の実績を考慮して積算したものであります。

まず、収益的収支であります。収入については、給水収益等の減額により総額3億4,175万2,000円を措置するものであります。

また、支出について職員給与等人件費関係では、一般会計に準じて措置するものであり、また市民の給水需要を充足させるために必要な経費として、総額3億4,056万5,000円を措置し、収支では118万7,000円の利益となる予定であります。

次に、資本的収支については、骨格予算で編成し事業の性格上、急を要するものを当初予算で措置しました。

まず、支出であります。サンファームエリア再開発に関連する改良、整備工事が主な事業であり、1億2,711万円を措置するものであります。

一方、収入では支出に関連する企業債で2,320万円を措置するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億391万円は、当年度消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

次に、企業債、一時借入金の最高額及び他会計からの補助金等については、歳入歳出予算に関連して措置するものであります。

以上、水道事業会計歳出予算の総額は、4億6,767万5,000円となり、前年度予算額と比較しまして、1億6,029万1,000円の減、率にして25.5%の減となるものであります。

次に、議案第24号平成19年度市立三笠総合病院事業会計予算であります。病院事業については、市民の健康を守る当市の基幹病院として医師の確保に全力を尽くすとともに、収入確保の取り組みを積極的に行い、不良債務の拡大を極力抑えてまいります。

収入確保に向けた取り組みですが、まず一般病床では、現在の入院基本料の見直しと、亜急性期病床の導入に取り組むほか、精神神経科では新たな収入確保のため作業療法士を配置し収入増を図ります。

また、入院患者数の減少に伴い、実態に即して病床数、病棟数を削減し効率化を図るとともに、この削減により新たな診療報酬の確保と看護職員の退職時不補充対応が可能となるものであります。

収益的収支であります。収入については入院、外来収益とともに過去の実績をもとに患者見込み数が過大とならないよう積算した上で、新たに取り組む収入確保の効果額を見込み、総額27億5,812万円とするものであります。

また、支出について職員給与等人件費関係では、一般会計に準じて措置するものであり、材料費と経費は、効率的に執行することとし、所要の経費を見込み、総額27億8,869万3,000円を計上するものであります。

次に、資本的収支であります。収入については、一般会計負担金6,572万円を計上するものであります。

支出については、企業債償還金、年賦購入償還金に係る所要額として、総額4,322万円を措置するものであります。

この結果、収益的収支と資本的収支を合わせた内部留保資金の状況は、4億5,813万6,000円の資金不足を見込むものであります。

以上により、支出予算の総額は28億9,763万3,000円となり、前年度予算額と比較して1億9,080万3,000円の減、率にして6.2%の減となるものであります。

次に、議案第25号土地の取得についてであります。今回の土地取得はサンファームエリア再開発事業に伴う地区であり、三笠市土地開発公社所有地の一部についてパークゴルフ場等建設用地として取得を進めるものであります。

取得の所在は、三笠市岡山1042番地1ほか13筆で、取得面積は3万4,397平方メートル、取得金額が1億4,121万4,000円であります。

以上のとおり、予定価格が2,000万円以上、面積が5,000平方メートル以上の不動産の取得となりますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得または処分条例第3条の規定により提案いたします。

最後に、議案第26号市道路線の認定についてですが、今回の市道路線の認定につきましては、1路線であります。

その内容は、三笠市街43号線及び45号線を結び、周辺土地利用の促進及び地域住民の利便性の向上を図ることを目的として、当該区間を三笠市街52号線とし、新たに市道路線に認定するものであります。

なお、今回の認定路線の延長は、129.09メートルであります。

以上、議案第1号から第26号まで一括して提案説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

まず、議案第1号三笠市部、課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受

けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第2号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第3号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第4号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第5号三笠市訪問介護利用者負担額減額条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第6号三笠市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第7号三笠市重度心身障害者医療費条例及び三笠市ひとり親家庭等医療費条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第8号三笠市廃棄物処理及び清掃条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第9号三笠市国民保護協議会条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第10号三笠市商工業等元気支援条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第11号市立三笠総合病院事業設置等条例の一部を改正する条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第12号三笠市助産施設入所条例の制定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第13号平成18年度三笠市一般会計補正予算につい

て質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第14号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第15号平成18年度三笠市介護保険特別会計補正予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第16号平成18年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第17号平成19年度三笠市一般会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第18号平成19年度三笠市老人保健特別会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第19号平成19年度三笠市国民健康保険特別会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第20号平成19年度三笠市介護保険特別会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第21号平成19年度三笠市公共下水道事業特別会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第22号平成19年度三笠市育英特別会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第23号平成19年度三笠市水道事業会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第24号平成19年度市立三笠総合病院事業会計予算について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 次に、議案第25号土地の取得について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、議案第26号市道路線の認定について質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから質疑を終了します。  
お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第26号までについて26件は、委員会条例第6条第2項の規定により、12人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第1号から議案第26号までについて26件は、12人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、付託の上審査することに決定しました。

続いてお諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条1項の規定により配付した一覧表のとおり、議長を除く議員全員12人を指名したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

ただいま指名しました12人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

#### 日程第9 議案第27号 三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長(扇谷知巳氏) 日程の9 議案第27号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第27号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市固定資産評価審査委員会委員の森川輝男氏、山崎正広氏が、平成19年3月22日をもって任期が満了となりますので、その後任者として、引き続き森川輝男氏と、新たに西村厚志氏を任命するため、議会の同意を求めるものであります。

再任の森川輝男氏は、昭和10年5月2日生まれで71歳、住所は美園町8番地50、職業は日東被服株式会社代表取締役であります。

また、新たに選任いたします西村厚志氏は、昭和36年6月19日生まれで45歳、住



所は大里93番地、職業は農業で、三笠市農民協議会書記長であります。

以上、固定資産の評価について十分な学識経験を持つ2名の方について、固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第27号三笠市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### 日程第10 議案第28号 三笠市議会委員会条例の一部を 改正する条例の制定について

議長（扇谷知巳氏） 日程の10 議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いてお諮りします。

議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第28号三笠市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 休 会 の 議 決

議長（扇谷知巳氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、明3月8日から3月18日まで11日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

3月8日から3月18日まで11日間休会することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

## 散 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員